





■ PROFILE

創 業	大正11年4月
預 金	244,691百万円
貸出金	101,669百万円
出資金	2,169百万円
会員数	32,257人
店舗数	24店舗(本店24)
職員数	278人

(2019年3月31日現在)



■ SYMBOL MARK

たかしんの誠実のお付き合いをベースとして、スクスクと素直に伸びる線の美しさと誠実な白百合の花を基本イメージに、南国宮崎の明るく輝く太陽と、鳥が翼を広げて飛び立とうとするイメージを融合させています。これによって未来を拓く力強い発展のエネルギーと、未来へとはばたくさわやかな夢を表現しています。

基本方針

私たちは協同組織の理念に徹し地域社会との結合を図り貯蓄の増強と郷土金融の円滑を期し郷土の繁栄と日本経済の発展に貢献する

経営方針

- 一、郷土金融機関としての特性を広く啓蒙し積極的な貯蓄の増強と融資を行う
- 一、職員の素質向上を図るとともに事業の組織的運営を行い責任を明確化し、その生活の安定を図る
- 一、親切と笑顔を旨とし地域社会に心から奉仕する

高鍋信用金庫行動綱領

(高鍋信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 高鍋信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

5. すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取り組み)

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

8. 高鍋信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

■ CONTENTS

■ メッセージ	1
■ 組織機構図・役員一覧	2
■ 主要な事業に関する事項	3
■ 総代会	4
■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6
■ 当金庫のあゆみ	12
■ 主な商品のご案内	13
■ サービス機能	14
■ 報酬体系について	15
■ 内部統制の強化に向けて	16
■ 内部統制に基づくリスク管理体制	19
■ 顧客保護等管理態勢	21
■ 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	22

■ コンプライアンス	23
■ 信金中央金庫	24
資料編	
■ 会計監査人による外部監査	25
■ 財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	25
■ 直近2事業年度における事業の状況	26
■ 直近2事業年度における財産の状況	30
■ 単体における事業年度の開示事項	39
■ 連結における事業年度の開示事項	45
■ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況	48
■ 営業店舗一覧	51
■ 店舗外自動機コーナー	52
■ 開示項目一覧	53

地域とともに 未来へ…



会長
池部 文仁



理事長
板垣 衛

皆さまには、平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2018年度の我が国の経済は、良好な雇用、所得環境により、個人消費が伸びたことに加え、設備投資の増加や企業収益の改善などにより、緩やかな回復が続いてきました。

昨年夏に相次いで発生した災害が一時的に景気の下押し要因となったものの、復旧、復興等のための追加財政出動などの政策効果により、緩やかな回復に寄与しました。雇用環境は、大きく改善したものの、年度前半の原油価格上昇などによる物価上昇により、所得の上昇を実感するに至っていない実情もあります。

県内経済は、新車登録台数は前年比で増加し、観光面でも好調を維持したものの、消費は一進一退で、百貨店・スーパーの販売額指数は2年連続で低下しました。景気判断は、地域や規模等にばらつきがあり、足元の肌で感じる景況感は回復を実感できないところもありました。

また、秋に予定されている消費税増税に伴う個人消費の減速や、米中の貿易摩擦をはじめとした不透明な海外情勢など、経済成長の鈍化が懸念されています。宮崎県など地方経済においては、人口の減少、高齢化、中小企業数の減少など、構造的な問題も抱えております。

一方、金融を取り巻く環境は、日本銀行のマイナス金利政策に始まった超低金利政策など異次元の金融緩和の影響により、預貸金利鞘の縮小や有価証券運用による収益の確保が一段と困難になり、今後も継続が予想されることから、地域金融機関を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すと考えられます。

また、決済業務にみられるように、異業種やフィンテック企業が垣根を越えて参入しており、貸出金業務取扱への参入やキャッシュレス決済の動向は、今後の金融地図を塗り替える可能性が出てまいりました。

このような状況下、2018年度は新3か年計画『「明日へのチャレンジ2」～100周年を目指しての第2ステップ～』の初年度として、基本方針に

- 「1. 人材力の強化」
- 「2. 支援力の強化」
- 「3. 経営力の強化」
- 「4. 地方創生・地域活性化戦略の強化」
- 「5. 内部管理態勢の強化」
- 「6. 内部体制の強化」

を掲げ、金融仲介機能の発揮および非金融サービスの提供等を通じて、地域やお客様の発展・成長に寄与し、結果的に「安定的な収益」を確保するという好循環サイクルの実現を目指してきました。

また、当金庫の経営上の最大の課題である「人材力の強化」をこの3か年計画の最重要ポイントとしてとらえ、取り組んできました。

さらに、事業性評価に基づく融資の増加に取り組むとともに、地域中小企業の売上増加や地域活性化、増加が予想される年金受給者への取組や将来のお客様づくりのための活動にも取り組んできました。

その結果、2019年3月期の業績につきましては、預積金が前期比42億円増加の2,446億円、貸出金は、1億44百万円増加の1,016億円となりました。

収益状況につきましては、経常利益789百万円を確保するとともに、当期純利益は623百万円を計上することができました。

その結果、経営の健全性を示す自己資本比率は14.11%となり、国内基準の4%を大きく上回りました。

これも偏に、会員の皆さま、地域の皆さま方の温かいご支援のたまものと感謝しております。

さて、本冊子「高鍋信用金庫ディスクロージャー誌2019」は、私ども高鍋信用金庫の1年間の営業活動についてご報告するものでございます。どうか本冊子を通して、高鍋信用金庫の経営情報と地域社会に対する取組み状況をご理解いただければ幸いです。

2019年度は、新たな3か年計画「明日へのチャレンジ2 ～100周年を目指しての第2ステップ」の中間年度となります。

この3か年計画を踏まえた、2019年度の事業計画では、基本方針に、引き続き「人材力の強化」を掲げ、「働き方改革」の推進を行うとともに、若手職員の定着と早期戦力化を図ってまいります。

さらに、「経営力の強化」として、貸出金利息計画の達成を柱として収益力の強化を図るとともに、得意先担当者の教育と営業力の強化に取り組んで行きたいと考えております。

また、お取引先事業者との対話を深化させる取組みとして、新たに「経営者の会」を設立する予定であります。

今年度新たに設立しました「事業サポートグループ」と「地域サポートグループ」の連携により、お客様の課題解決の支援に積極的に取り組むとともに、地域活性化に向けた取組みを強化する方針であります。

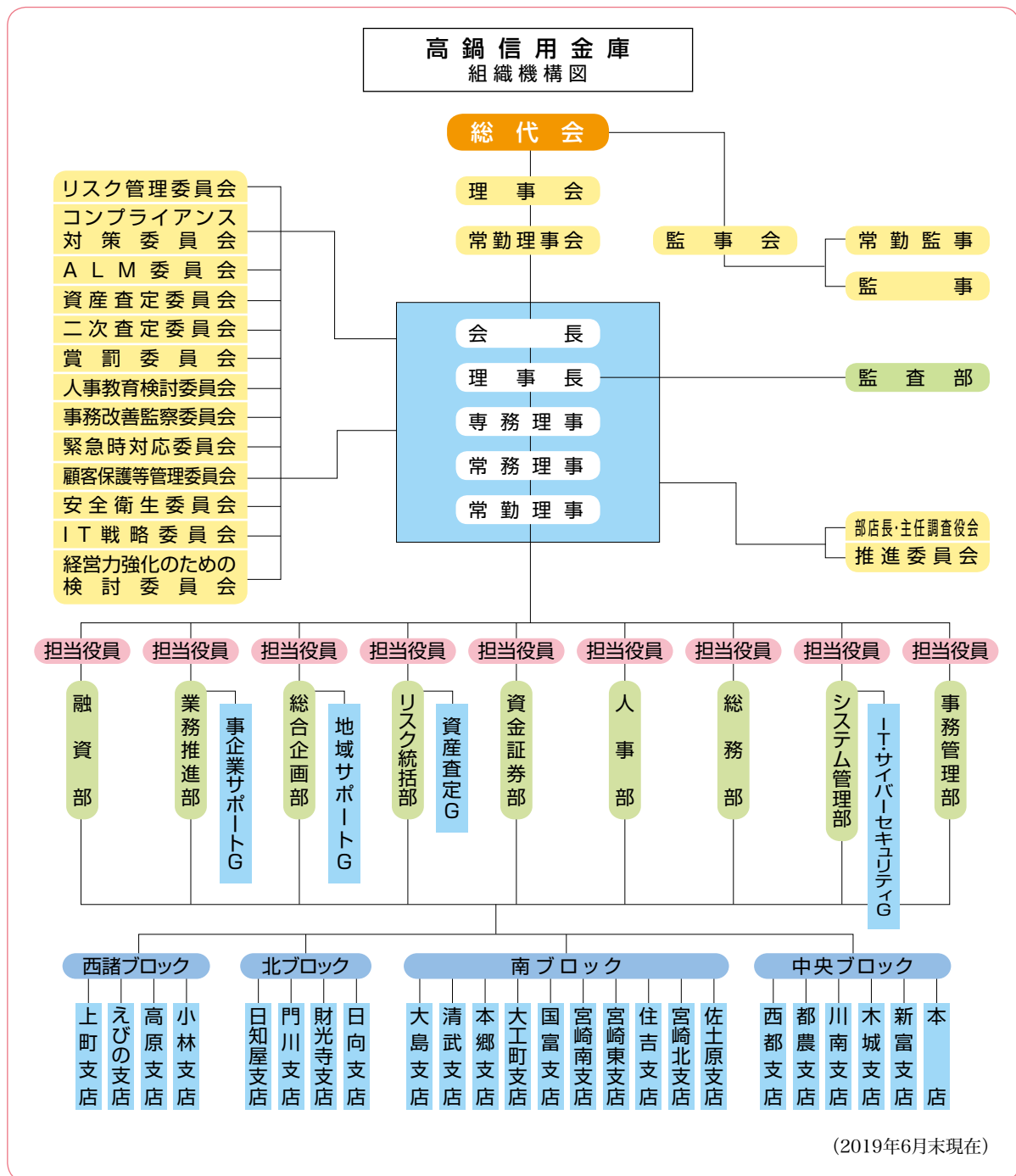
以上のような新たな取組みも織り交ぜながら、2019年度も地域経済・地域社会の発展に役職員が丸となって努めてまいります。今後も、協同組織金融機関として地域に密着した経営を行い、健全な業務運営に努めてまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019年7月

高鍋信用金庫

理事長 板垣 衛

組織機構図・役員一覧



役員一覧 (2019年6月26日現在)

会長 (代表理事)	池部 文 仁	理事 (非常勤)	四角目 吉 美 ※1
理事長 (代表理事)	板垣 衛	理事 (非常勤)	金田 一成 ※1
専務理事 (代表理事)	甲斐 隆 信	監事 (非常勤)	長町 節 夫
常務理事 (代表理事)	三輪 見 敏	員外監事 (非常勤)	岩切 泰 彦 ※2
常勤理事	酒井 義 之	員外監事 (非常勤)	廣瀬 雅 一 ※2
常勤理事	近藤 真 司		
常勤理事	新名 洋 文		
常勤理事	山口 弘 範		
常勤監事	松村 優		

※1 理事 四角目 吉美、金田 一成は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 岩切 泰彦、廣瀬 雅一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

直近の5事業年度における主要な事業の状況

	単 位	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益	百万円	4,677	4,658	4,844	4,717	4,609
経 常 利 益	百万円	701	662	878	807	789
当 期 純 利 益	百万円	690	543	836	666	623
出 資 総 額	百万円	2,257	2,239	2,215	2,185	2,169
出 資 口 数	千口	45,154	44,783	44,317	43,690	43,392
純 資 産 額	百万円	13,160	14,925	13,698	13,984	15,560
総 資 産 額	百万円	242,203	245,558	251,694	257,217	262,721
預 金・積 金 残 高	百万円	226,856	227,890	234,915	240,445	244,691
貸 出 金 残 高	百万円	99,255	100,352	101,989	101,525	101,669
有 価 証 券 残 高	百万円	83,526	89,398	85,860	92,321	104,014
単体自己資本比率	%	12.16	13.07	13.74	14.12	14.11
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	千円	45,105 (1円)	45,160 (1円)	44,151 (1円)	43,501 (1円)	43,229 (1円)
役 員 数	人	15	13	13	13	14
うち常勤役員数	人	9	8	9	8	9
職 員 数	人	288	279	270	272	278

2018年度の事業の概況

当金庫は、2018年度から新3か年計画「明日へのチャレンジ2」～100周年を目指しての第2ステップ～をスタートさせ、金融仲介機能の発揮および非金融サービスの提供等を通じて、地域や顧客の発展・成長に寄与し、その結果として安定的収益を確保する「好循環型サイクル」の実現を目指すことを経営理念として取り組んできました。

同計画では、①人材力の強化、②支援力の強化、③経営力の強化、④地方創生・地域活性化戦略の強化、⑤内部管理態勢の強化、⑥内部体制の強化を基本方針として掲げ、初年度である2018年度は、当金庫の理念を実践する職員の育成を柱に、若手職員の定着と戦力化や管理職のマネジメント能力の向上に取り組むとともに、事業性評価の推進を柱とした「中小企業向け戦略」と個人のライフステージに応じた「個人向け戦略」を推進することにより、地域に必要不可欠な金融機関としての存在価値の向上に努めました。

2019年度は、「明日へのチャレンジ2」の中間年度として、計画の完遂を目指しています。

また、当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づく内部管理基本方針を制定し、業務の健全性及び適切性を確保するための体制を構築しています。

1. 主要勘定

(1) 預金積金	2018年度の年度末残高は、244,691百万円となり、年度初来4,246百万円の増加、1.77%の増加率となりました。また、平均残高においては、246,620百万円となり、年度初来4,704百万円の増加、1.94%の増加率となりました。
(2) 貸出金	2018年度の年度末残高は、101,669百万円となり、年度初来144百万円の増加、0.14%の増加率となりました。また、平均残高においては、100,655百万円となり、年度初来242百万円の増加、0.24%の増加率となりました。
(3) 経常利益	2018年度は、貸出金平残は年度初来若干増加したものの、約定金利の低下等による貸出金利息の減少等により、経常収益は4,609百万円となり、対前年度比108百万円の減収となりました。一方経常費用は、預金利息の減少とともに、経費等の削減に努めた結果、3,819百万円となり、対前年比91百万円減少しました。この結果789百万円の経常利益を確保しました。
(4) 当期純利益	経常収益、経常費用とも減少し、特別損失133百万円となり、結果657百万円の税引前当期純利益となり、当期純利益は623百万円となりました。

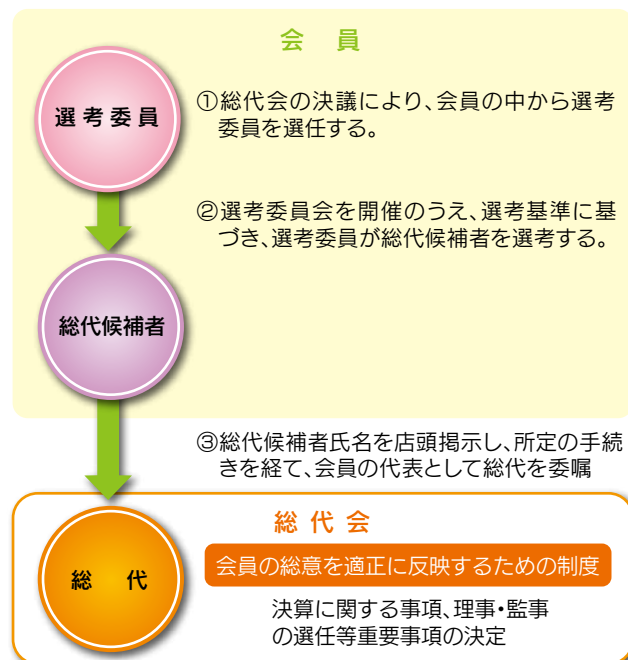
総代会制度について

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は2年です。
 - ・総代の定数は、80人以上110人以内で、会員数に応じて10区の選任区域ごとに定められております。
- なお、2019年6月30日現在の総代数は88人で、会員数は32,244人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

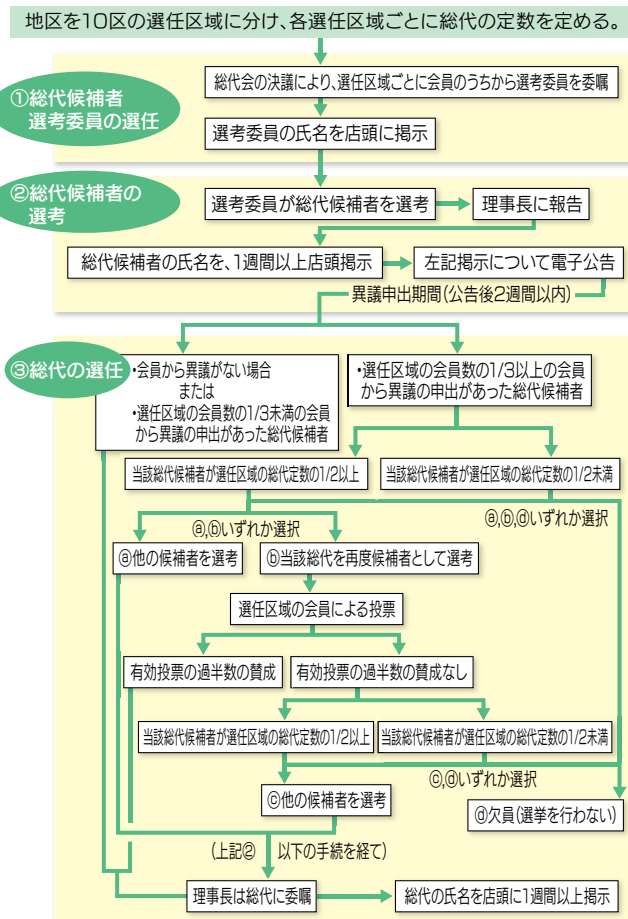
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）

(3) 総代候補者基準

総代候補者は、当金庫の会員であることを条件に、選考基準は次の通りです。

- ① 総代としてふさわしい見識を有している方
- ② 良識をもって正しい判断ができる方
- ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④ その他総代選考委員が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続きについて



選任地区	会 員 数		
	個 人	法 人	合 計
高 鍋 ・ 木 城 地 区	4,483	263	4,746
新 富 地 区	2,059	133	2,192
川 南 地 区	2,309	126	2,435
都 農 地 区	1,947	74	2,021
日向・門川・延岡地区	3,980	318	4,298
宮 崎 地 区	8,387	839	9,226
西 都 地 区	1,062	90	1,152
小 林 地 区	3,139	264	3,403
え び の 地 区	1,605	117	1,722
西 諸 ・ 都 城 地 区	949	100	1,049
合 計	29,920	2,324	32,244

総代の年齢別構成		
年 齢	総代数 (人)	構成比 (%)
39歳未満	0	0.00
40～49歳	5	5.68
50～59歳	15	17.05
60～69歳	33	37.50
70歳以上	35	39.77
合 計	88	100.00

総代の職業別構成	法人代表者 53.4% 個人事業主 9.1% 個人 37.5%
総代の業種別構成	小売業 15.9% 建設業 13.6% サービス業 18.2% 農業 4.6% その他 47.7%

第97期通常総代会の決議事項

第97期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

報告事項

第97期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容報告

決議事項

第1号議案 剰余金処分(案)の承認について

第2号議案 会員資格要件の拡充に係る定款の一部改正(案)について

第3号議案 総代候補者選考委員の選任について

第4号議案 会員法定脱退(与信関連の除名・所在不明会員の除名)の件について

第5号議案 員外監事の選任について

第6号議案 小林支店新築移転および上町支店を新小林支店の店舗内店舗とする件について

第7号議案 本店新築について



総代の氏名等 (2019年6月26日現在)

選 任 地 区	人数	氏 名					
高 鍋 ・ 木 城 地 区	15	田中 隆吉(8)	後藤 良一郎(8)	岩切 洋(6)	森 悠一(6)	兒玉 萬年(5)	
		永友 吉人(5)	小原 光郎(5)	巢山 和枝(5)	阿部 喜彦(2)	小川 政明(2)	
		杉田 博(2)	橋本 未知男(2)	岩切 正司(1)	長友 道泰(1)	山口 順一(1)	
新 富 地 区	6	長友 和朗(12)	長友 俊二(8)	橋本 新(7)	井上 泰彦(2)	川野 俊博(1)	
		清 岩男(1)					
川 南 地 区	8	平山 久幹(8)	柴坂 秀政(8)	谷 年雄(7)	林田 浩行(6)	小嶋一史(5)	
		安藤 正則(1)	河野 謙二郎(1)	村田 友美(1)			
都 農 地 区	6	黒木 邦博(8)	新田 芳則(8)	河野 泰文(8)	山道 恒雄(7)	青山 久利(6)	
		永友 謙二(1)					
日向・門川・延岡地区	10	川添 恵一郎(11)	倉本 重利(11)	大原 一(8)	向井 紀男(8)	日高 博之(6)	
		平野 政巳(6)	田崎 澄(2)	木原 千穂(1)	黒木 昭広(1)	中川 和也(1)	
宮 崎 地 区	21	野崎 廣(10)	日高 秀雄(8)	重山 治利(8)	齋藤 福夫(8)	押川 周弘(8)	
		佐藤 潤一(7)	加藤 勇(6)	岡 龍雄(6)	川並 政紀(5)	安藤 幹夫(5)	
		平原 宗被(5)	實 昭(5)	蛸原 博(3)	青木 賢一郎(2)	矢野 浩幸(2)	
		水永 学(2)	溝部 喜一郎(2)	佐伯 康信(1)	永井 妙澄(1)	野崎 宗志(1)	
		山田 孝典(1)					
西 都 地 区	4	沼口 訓男(13)	旭吉 法歌(10)	富田 孝(10)	杉本 信子(8)		
小 林 地 区	7	植木 清文(8)	吉村 雄一郎(8)	西道 紀一(8)	瀬戸山 雅光(5)	谷口 幸行(5)	
		倉蘭 久史(5)	迎 淳一(1)				
え び の 地 区	6	原口 陽一(8)	迫田 黙太郎(8)	尾山 隆史(8)	大門 健二(5)	白石 昌彦(5)	
		小城 賢治(1)					
西 諸 ・ 都 城 地 区	5	増田 勇作(7)	池田 正明(7)	淵上 鉄一(7)	石原 学(7)	松元 武二(1)	

※氏名の後ろの数字は総代への就任回数です。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1.取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1)態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

- ・基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程の策定
- ・金融円滑化管理責任者ならびに管理担当者の選任
- ・金融円滑化管理部門の設置

(2)お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うための態勢整備

- ・本部融資部に企業支援担当者を配置

(3)お客様の事業価値等を見極める能力(目利き力)を向上させるための施策

- ・業界主催の研修へ融資担当者等を派遣

※営業店に融資相談窓口を設置し、宮崎県中小企業再生支援協議会、宮崎県信用保証協会などの外部機関と連携に努め、中小企業者のお客様の再生支援及び個別相談会等の実施に取り組んでまいります。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

〔貸付条件の変更等の実施状況〕

(単位:件・百万円)

債務者が中小企業者である場合	2018年3月末		2019年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権	1,500	28,705	1,583	29,640
うち、実行に係る貸付債権	1,433	27,772	1,520	28,727
うち、謝絶に係る貸付債権	38	491	38	491
うち、審査中の貸付債権	12	62	8	41
うち、取下げに係る貸付債権	17	380	17	380

(単位:件・百万円)

債務者が住宅資金借入者である場合	2018年3月末		2019年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権	184	1,343	188	1,376
うち、実行に係る貸付債権	160	1,182	163	1,199
うち、謝絶に係る貸付債権	4	17	4	17
うち、審査中の貸付債権	0	0	1	15
うち、取下げに係る貸付債権	20	143	20	143

経営支援等の取組実績 (2018年4月～2019年3月)

(単位:先数)

(単位:%)

	期初 債務者数 A	うち経営改善 支援取組先数 α	α のうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 β	α のうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数 γ	α のうち再生 計画を策定 した先数 δ	経営改善支援 取組率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正 常 先 ①	1,875	5	—	5	1	0.3%	—	20.0%
要 注 意 先								
うちその他要注意先 ②	161	12	0	12	4	7.5%	—	33.3%
うち要 管 理 先 ③	4	1	0	1	0	25.0%	—	—
破 綻 懸 念 先 ④	32	4	1	3	4	12.5%	25.0%	100.0%
実 質 破 綻 先 ⑤	56	0	0	0	0	0.0%	—	—
破 綻 先 ⑥	2	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	255	17	1	16	8	6.7%	5.9%	47.1%
合 計	2,130	22	1	21	9	1.0%	4.5%	40.9%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は2018年4月当初時点で整理しています。
・債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。
なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者は α に含めていますが β には含めていません。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表には含めていません。
・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
・「再生計画を策定した先数 δ 」＝金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業再生支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、下記の地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。当金庫は創業以来、当金庫の基本理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

記

高鍋信用金庫事業区域

宮 崎 県 児湯郡・日向市・東臼杵郡門川町・東臼杵郡美郷町・東臼杵郡諸塚村・東諸県郡・
宮崎市・西都市・延岡市(旧延岡市に限る)・小林市・えびの市・都城市・西諸県郡・
北諸県郡
鹿 児 島 県 始良郡湧水町(旧吉松町に限る)



当金庫は、協同組織金融機関としての理念に基づいて「地元でお預けいただいた大切なお金は、地元の皆様にお役に立つためだけにお使いいただく」という地元金融機関としての基本的な役割を果たしていきたいと考えております。

このため密度の濃い渉外活動を通じてお客さまとの「ふれあい」を大切にする伝統的な体制を、更に充実させていきたいと考えております。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

地域とのふれあいと社会貢献活動

“たかしん”では、経営基本方針である「お客様本位」の考え方を基に地域に根ざした協同組織金融機関として、健全な金融サービスの提供だけでなく、お客様の事業の発展や豊かで潤いのある暮らしづくり、更には地域の皆様とのふれあいを通じて少しでもお役に立ちたいと、地域の文化や環境美化といった地域社会に貢献できることを願っております。

こども110番

平成19年3月に高鍋警察署と覚書を締結し、児湯郡5店舗で行ってきた地域内の子供を見守る活動「こども110番」を平成28年4月1日から全店舗に広がっています。バイク後方のトランク面に『こども110番』のステッカーを貼り、営業活動の中で幼児や小学生などに注意しながら、下校時などに不審者や変質者から子供たちを守るよう心がけています。



こども110番

地域とのふれあい

職員自身も居住地での自治公民館活動や各種グループ活動の一員として積極的に参加し、地域とのふれあいを大切に、地域社会の一員として地域のお祭り、イベント等諸行事にも積極的に参加しております。



蚊口浜ビーチクリーン



彩りリレーマラソン



日向十五夜まつり



こばやし秋まつり



高鍋町子育て応援フェスティバル



ロードレース大会inかわみなみ



小学生による職場訪問(清武支店)



一日消防署長(木城支店)

高齢者見守り活動

当金庫では、高齢者が安全で安心して生活できる社会を目指して、日向市および高鍋町と高齢者見守りに関する協定を締結しています。



日向市 3店舗



高鍋町 本店

バイク後方のトランク面にステッカーを貼り、日常業務の中で高齢者の方と接する場合に異変等に注意するよう心がけています。

たかしんフィランソロピー

毎年、6月15日の信用金庫の日の活動として、各営業店の近隣地域の清掃活動を行っています。



舞鶴公園清掃活動(高鍋町)



国道211号線清掃活動(小林市)



一ツ葉入江清掃活動(宮崎市)



伊勢ヶ浜清掃活動(日向市)

たかしん感謝デー

毎月、第2木曜日を「たかしん感謝デー」として、役職員による各店舗近隣の清掃活動を実施しています。



石井十次先生銅像清掃



高鍋町しんさん通り清掃

地域密着型金融について

当金庫は、地域のお客様との密接な関係を構築することで得られる定性的な情報を基にして、中小企業の方々が事業面で持つニーズ等の実現に向けた活動を展開してまいります。

また、事業の内容や成長可能性を適切に評価（事業性評価）することに努め、経営課題を共有し、コンサルティング機能発揮による課題解決のための金融支援および経営支援の実施に努めてまいります。

さらに、地域活性化につながるサービスの提供を行うことにより、地域密着型金融の担い手としての取組みを進めてまいります。

地域密着型金融の取組状況(2018年4月～2019年3月)

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

【取組方針】

さまざまなライフステージにある取引先企業の経営課題に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、解決に向けた支援を行っております。

項 目	取 組 策
創業・新規事業開拓	・「たかしん創業支援ローン」による資金需要への対応 ・信用保証協会と協調した資金需要への対応 ・日本政策金融公庫と協調した資金需要への対応 ・公的助成制度の紹介 ・創業計画の策定支援 ・創業者向けセミナーの開催
成長段階における更なる飛躍	・ビジネスマッチングによる販路獲得等の支援 ・事業拡大のための資金需要に対する信用供与 ・事業拡大における事業計画策定支援 ・公的助成制度の紹介・申請支援 ・財務分析レポートや事業性評価の実施による課題解決支援 ・「たかしん経営サポートローン」による金融支援 ・「みやざきの宝 発掘!創造!プロジェクト」の開催 ・たかしん経営セミナーの開催
経営改善・事業再生	・貸付条件の変更 ・新規の信用供与 ・経営改善計画の策定支援 - 顧客企業による主体的な策定の支援 - 経営課題の解決の方向性の提案 - 経営改善計画策定支援先のモニタリング
事業承継	・事業承継コンサルティングの実施 ・事業承継計画の策定支援 ・M&Aのマッチング支援 ・相続対策支援 ・株式買収に関する資金支援 ・株式価値評価 ・事業承継セミナーの開催

※当金庫単独で対応ができない支援については、信金中央金庫、しんきんキャピタル株式会社等や外部専門機関・外部専門家と連携して取組んでまいります。

2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

【取組方針】

人材の育成や体制整備を行い、事業の内容や成長可能性を適切に評価（事業性評価）することに努め、担保・保証に過度に依存しない融資を進めるとともに、各々の中小企業に適した手法による資金供給に努めてまいります。

項 目	取 組 策
事業性評価の積極的な取組み	当金庫では、事業の内容や成長可能性を適切に把握するために、事業性評価ツールを活用し、経営者の皆様との対話に努めています。 【2018年度 事業性評価実施先数 496先（内融資取引先439先）】
不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底	当金庫では、中小企業・小規模事業者等の経営者の皆様が金融機関に差入れている個人保証（経営者保証）について、「経営者保証に関するガイドライン」の適用対象となる新規の保証契約および既往貸出先からの保証契約の見直し依頼に関しては、要件等を総合的に判断し、適切に対応するよう努めています。 【2018年度 経営者保証に依存しない事業資金の取組み】 ・新規に無保証で融資した件数 193件 ・保証契約を解除した件数 1件
中小企業に適した資金供給手法の徹底	当金庫では、以下の独自商品等をはじめ、お客様のニーズや経営課題に対して、最適な資金供給手法を提案するよう努めています。 ・たかしん経営サポートローン 宮崎県制度融資の金融機関提案型貸付として「たかしん経営サポートローン」を設けています。 当商品は、ビジネスモデルの把握や事業計画の策定支援等、事業性評価実施による対話や定期積金契約による定期訪問等が条件として付されており、低利でアフターフォローも充実した商品となっております。 【2018年度末 累計実績 32件 152百万円】 ・たかしん創業支援ローン 創業者向けの商品として「たかしん創業支援ローン」を設けています。 当商品は、創業計画の策定支援や定期積金契約による定期訪問等が条件として付されており、融資実行後1年間は1.0%と低利でアフターフォローも充実した商品となっています。 【2018年度末 累計実績 7件 18百万円】

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

【取組方針】

地域の情報ネットワークの要としての役割発揮に向け、地域の各方面との連携の構築に努めてまいります。

項 目	取 組 策
地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	・「高鍋デザインプロジェクト」の実施 ・「たかしん5」の取組み ・「みやざきの宝 発掘!創造!プロジェクト」の実施 ・企業紹介ガイドブック「縁musubi」ホームページ掲載 次ページに詳細を掲載

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況



縁musubi 高鍋信用金庫 企業紹介ガイドブック エンムスビ

電子ブックへは「高鍋信用金庫 HP」と「miyazaki ebooks」の双方向からアクセス



「企業と企業」「人と人」。 高鍋信用金庫はみんなを結びます。

当金庫お取引先の情報発信や売上貢献を目的として、お客さまの「売りたい・買いたい」情報をガイドブック「縁musubi」にまとめました。

「縁musubi」への掲載情報は、電子化(電子ブック)されており、「当金庫ホームページ」と「miyazaki ebooks」の双方向からアクセス可能となっています。

皆さまのお役に立つ様々な情報・新たな発見が詰まっています。ぜひ一度、アクセスしてください。

たかしん5 (たかしんファイブ)



たかしん5サミット

地域の皆さまから 「たかしん」と呼ばれることへの誇り

「たかしん」の愛称で親しまれる当金庫を含む全国5つの信用金庫が、地域活性化等を目的として包括連携協定を結びました。

2018年度は、優績職員の相互交流・研修会を開催しました。また、当金庫の年金旅行では、高岡信用金庫の営業地域を訪問しました。さらに、定期預金キャンペーンに伴う懸賞品(各地域の特産品)の相互調達を行いました。

2019年度については、引き続き、職員の相互交流・研修会の実施を図るとともに、お取引先経営者の会や年金旅行等の相互訪問などにより、更なる地域間交流の伸展を目指します。



プロジェクト専用ホームページ
<http://miyazaki-takara.jp/>

セミナー

アクティブラーニング方式の能動的なセミナー



審査会

セミナーを通して磨き上げられた商品を競う審査会



商談会

県内外の大手バイヤーを招へいた商談会



物産市

一般のお客さまに商品の魅力をPRできる展示販売会



県内の優れた商品を発掘・創造し、「みやざきの宝」として発信

当金庫は、県内信用金庫の協働事業である「みやざきの宝 発掘!創造!プロジェクト」に事務局として参画し、プロジェクト全体の企画運営を行いました。2018年度は、当金庫のお取引先が商談会に21社、物産市に28社ご参加いただきました。

審査会で上位入選した商品は、その後、メディア等で取り上げられるなど、大きな反響を呼んでいます。

高鍋デザインプロジェクト

まんぷく
TAKANABE



高鍋町

魅力的な街PR

高鍋町事業者

宮崎県内デザイナー

魅力的な商品開発

バックアップ

信金中央金庫

高鍋信用金庫

宮崎県工業技術センター

日本デザイン振興会

実施体制構築
運営支援

地域内調整・経営支援
販路拡大支援

商品開発アドバイス

プロジェクト企画
運営・広報

ビジネス面サポート

デザイン面サポート

九州初「自治体×事業者×県内デザイナー×地元信用金庫」による連携事業

「高鍋デザインプロジェクト」は、高鍋町のブランドコンセプトの検討から進められ、郷土の偉人・石井十次先生、の「満腹主義」から着想を得て、「まんぷくTAKANABE」のキャッチコピーが生まれました。

このコンセプトを基に、町内事業者と県内デザイナーの連携による商品開発、リデザインが進められ、アイディア満載・可愛らしいデザインのパッケージに包まれた、おいしい商品が誕生しています。

本プロジェクトで開発された商品は、ふるさと納税制度との連動、当金庫による販路拡大支援、日本デザイン振興会による情報発信等により、地域の魅力を伝える「心も満たす贈り物」として展開されます。

■ 当金庫のあゆみ

当金庫のあゆみ

大正

大正11年 4月 有限責任高鍋信用組合として事業を開始

昭和

昭和25年 4月 新富支店開設
昭和27年 5月 信用金庫法に基づく信用金庫に組織変更し、名称を高鍋信用金庫と改める
昭和29年 8月 木城支店開設
昭和30年 5月 川南支店開設
昭和38年 3月 都農支店開設
昭和42年 7月 日向支店開設
昭和44年 6月 佐土原支店開設
昭和46年 7月 宮崎北支店開設
昭和47年 6月 預金量100億円突破
昭和48年 9月 住吉支店開設
昭和51年 11月 宮崎東支店開設
昭和53年 7月 西都支店開設
昭和53年 10月 預金量500億円突破
昭和55年 5月 財光寺支店開設
昭和55年 6月 宮崎南支店開設
昭和56年 4月 米沢信用金庫と姉妹金庫盟約締結
昭和57年 5月 国富支店開設
昭和59年 8月 門川支店開設
昭和59年 10月 預金量1,000億円突破
昭和61年 5月 大工町支店開設
昭和62年 4月 日知屋支店開設
昭和63年 8月 本郷支店開設

平成

平成 4年 10月 貸出金1,000億円突破
平成 4年 10月 清武支店開設
平成 4年 12月 預金量1,500億円突破
平成 9年 4月 大島支店開設
平成 10年 11月 不動産担保評価管理システム導入
平成 11年 1月 貸出資産の自己査定システム導入
平成 11年 1月 新渉外支援システム導入
平成 13年 1月 ATM振込サービス取扱開始
平成 13年 4月 損害保険・投信窓販業務開始
平成 13年 4月 石井十次先生「帰国途上の所感」の詩碑建立
平成 14年 10月 年金保険窓販業務開始
平成 15年 3月 個人向け国債募集開始
平成 15年 6月 第6回「信用金庫社会貢献賞」において「石井十次」顕彰活動が【会長賞】を受賞
平成 17年 10月 西諸信用金庫と合併し、新生「高鍋信用金庫」がスタート 預金量2,000億円突破
平成 19年 4月 高鍋警察署との間に覚書を締結し、子供たちを守る『こども110番』の活動を開始
(該当店舗：本店・新富支店・木城支店・川南支店・都農支店)
平成23年 2月 飯野支店、加久藤支店に店舗統合。野尻支店、上町支店に店舗統合。川東支店、高原支店に店舗統合
平成24年 2月 90周年記念事業として都農支店新築
平成28年 2月 「高鍋町と高鍋信用金庫との包括的連携に関する協定書」を締結
平成28年 2月 「宮崎県と県内5信用金庫並びに信金中央金庫との包括連携協定」を締結
平成28年 11月 加久藤支店を新築し、えびの支店に名称変更
平成30年 7月 「たかしんキッズクラブ」設立
平成30年 9月 公式「facebook」、「Instagram」を開設
平成31年 2月 日向支店を新築移転
平成31年 4月 「新富町における地域振興に関する包括連携協定書」を締結



■ 郷土の偉人 石井十次先生

石井十次は1865年(慶応元年)4月11日、宮崎県児湯郡高鍋町に生まれ、「児童福祉の父」と言われ、22歳の若さで孤児救済の事業に着手し、日本で最初に孤児院を創設した人物です。

食べさせるだけでなく、労働を通じて教育をすることが大切であるとの信念のもと、3,000人を超す孤児救済に生涯を捧げました。

1990年に石井十次顕彰会が創設され、毎年、石井十次の精神を承継し、福祉活動に尽力している団体に「石井十次賞」が贈られています。

高鍋信用金庫創業60周年記念事業として高鍋町中央公園に「石井十次先生銅像建立」(1981年4月)

■ 主な商品のご案内

夢のある商品を多数取り揃えお客様の豊かな暮らしを応援します。

■ ダブルチャンスキャンペーン 2019

6月3日から8月30日まで好評実施中! スーパー定期預金と大口定期預金の金利が、1年もの 年0.020%・2年もの 年0.030%・3年もの 年0.040%と、ご契約期間が長いほど金利がアップ。また、積立定期預金(エンドレス型)も年0.030%と大変お得です。先着2千5百名様に粗品をプレゼントいたします。

■ 納税専用定期積金「準備万端」

消費税・所得税・法人税等の納税資金を計画的にご準備いただくための定期積金です。ご契約期間は6ヶ月以上2年以内、預入金額は1万円以上で、金利は0.03%と大変お得です。ずっとご利用いただける、事業者様のサポートを目的とした預金商品です。

■ たかしん固定金利選択型住宅ローン

特別金利キャンペーン継続中(2019年9月30日迄)の「固定金利選択型住宅ローン」は、10年固定で最大引下げ幅0.75%の年0.90%で取り扱っており、ご好評いただいております。その他の3年・5年固定も引下げ金利を行っておりますので、住宅の新築、増改築、リフォーム資金、住宅・マンション(新築・中古)購入資金、土地購入資金(住宅新築予定地の土地、隣地、低地等)、住宅ローンの借換資金等を計画しているお客様はお気軽にご相談ください。

■ たかしん教育プラン

特別金利キャンペーン継続中(2019年8月31日迄)の「教育プラン」は、お申込人ならびにその子弟・孫・被扶養親族にかかる教育資金等が対象で、金利は、年1.88%~年1.98%(保証料 年0.38%~0.48%込) となっております。詳しくは最寄りの当金庫窓口までお問い合わせください。

■ たかしん経営サポートローン

当金庫営業地区内において事業を営む法人および個人事業主の方で、宮崎県信用保証協会の保証が受けられる方が対象者となります。融資金額は運転資金1千万円以内、設備資金3千万円以内で、期間5年以内が固定金利1.0%、期間5年超が当初5年間は1.0%、5年以降は見直し時の長プラ+0.5%(保証料別)となります。たかしんは、お客様と経営課題を共有し、解決に向けたサポートに取り組んでいきます。

【商品利用にあたっての留意事項】

- このほかにも、さまざまな商品・サービスをご用意しております。
- 商品毎に、ご利用に際して条件等がございます。また、取扱い期間や適用利率が異なります。
- 詳しくは、得意先係もしくは営業店窓口にてお尋ねください。



サービス機能

インターネットバンキングサービス お手持ちのパソコンや携帯電話から振込・振替・残高照会などの取引を簡単にご利用いただけます。	年金受取指定口座の金利優遇サービス 高鍋信用金庫の年金自動受取サービスをご利用いただくと、年金振込をご指定されている普通預金の金利(店頭表示金利)に優遇金利を上乗せいたします。
ATM振込サービス ATM(現金自動入出金機)の簡単な操作で振込ができる、とっても便利でお得なサービスです。営業時間外でも翌営業日振込の予約が出来ます。	デビットカード 「J-Debit」の全国の加盟店で、お買い物やお支払の際に現金を用意しておく必要がなく、キャッシュカードがそのままご利用いただけるサービスです。
定額自動送金サービス 毎月の家賃振込やお子様への仕送り等のように、毎月または数ヶ月に一度の間隔で一定額を振り込む際にご利用いただけるサービスで、ご指定口座から振り込みます。	外貨両替 海外旅行にお出かけの際の外貨現金(米ドル)の用意と、帰国後の円貨への両替をお取扱いいたします。
自動支払サービス 電気・ガス・水道・電話・NHK受信料などの公共料金を始め、税金・保険料・県立高校等の校納金などを、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。	スポーツ振興くじ(toto)取扱店 スポーツ振興くじ(toto)の当選チケット払戻業務を下記の7店舗で行っています。 ●本店 ●日向支店 ●佐土原支店 ●宮崎北支店 ●西都支店 ●小林支店 ●えびの支店
給与振込口座の金利優遇サービス 高鍋信用金庫の給与振込サービスをご利用いただくと、給与振込をご指定されている普通預金の金利(店頭表示金利)に優遇金利を上乗せいたします。	電子債権記録業に係る業務 でんさいネットサービスは、手形や振込みに代わる新たな決済手段としての「でんさい」をご利用いただけるサービスです。

たかしんキッズクラブ



当金庫は、2018年7月に「たかしんキッズクラブ」を設立しました。
 この取り組みは、地元・宮崎の将来を担い、かつ、当金庫の未来のお客様となりうる「キッズ世代の育成」および「子育て世帯への支援」を通じて、お取引基盤の強化と地域活性化を目指すものです。
 メンバーの皆さまには、様々な特典やクラブ活動をご案内いたします。



キッズクラブ親子料理教室

1. 設立の理念

- (1) 将来の宮崎を背負って立つ若年層の健全な育成に貢献する。
- (2) 地域の子供が地域への誇りや愛着を醸成する仕組み作り貢献する。
- (3) 子育て支援を通じ、地元宮崎の人口減少の克服に貢献する。

3. 特典

- (1) 「オリジナルキャラクターぬいぐるみ」をプレゼント
- (2) キッズクラブ専用の普通預金の金利優遇
- (3) 子育てサポート定期預金(保護者名義)をご案内

2. 仕組み

- (1) ご加入対象 0～15歳以下のお子様
- (2) お申込要領
 - ① 保護者の方を通じて「たかしんキッズクラブ入会申込書」を提出いただけます。
 - ② キッズクラブ専用の普通預金口座をご開設いただけます。
 - ③ 新規加入費・年会費は無料です。

4. 活動内容

「職場体験」「工場・施設見学」「親子料理教室」「各種スポーツ活動」「親子日帰り旅行」「金融教室」等の魅力的なイベント企画への参加をご案内いたします。

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2)2018年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	114

(注) 1.対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2.上記の内訳は、「基本報酬」100百万円、「退職慰労金」14百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2018年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3.「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.2018年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

内部統制の強化に向けて

近年、よく耳にする言葉に「内部統制」という言葉があります。

内部統制とは「組織内部で法律違反や不正な行為が行われたり、ミスやエラーが発生したりすることを防ぎ、健全な組織活動を維持していくための仕組み」であると解されます。

そして、この仕組みを有効に機能させるためには、予め定められた適切なルールや基準、手続きに従ってすべての業務が正しく遂行されることが必要であり、各種業務のリスクを洗い出したうえで、内部統制の整備状況や運用状況を継続的に監視及び評価していくことが重要なこととなります。

当金庫におきましては、2015年5月に「内部管理基本方針」を改正し、この基本方針に基づき業務の適切性の確保を目指し取り組んでおります。

内部管理基本方針

当金庫の業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、「内部管理基本方針」を次の通り定めております。

1. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等(信用金庫法施行令第11条の2第2項に規定する子法人等をいう。以下同じ)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 理事会及び常勤理事会は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「高鍋信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令等遵守方針」をグループ全体のコンプライアンスの考え方の根幹とし、これを子法人等の役職員に周知する。また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」・「不祥事件の取扱に関する要領」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、子法人等に対し、その業態や規模、特性等を踏まえつつ「高鍋信用金庫行動綱領」に基づき行動綱領や倫理規定、コンプライアンスマニュアル等の策定を義務付ける。
更に、反社会的勢力に対する基本方針や対応に関する要領等を定め、反社会的勢力による被害を防止するための態勢を構築する。
- ② 当金庫グループ全体の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図るとともに、当金庫のコンプライアンス統括部門が子法人等に対してコンプライアンスに関する指導、監督等を行う。
また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行なうことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- ③ 当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役の設置を義務付けるとともに、当該子法人等におけるコンプライアンス責任者を配置させる。
- ④ 当金庫は、理事長を委員長とするコンプライアンス対策委員会を設置し、当金庫グループ全体のコンプライアンスを統括するとともに、当金庫のコンプライアンス統括部門が子法人等に対してコンプライアンスに関する指導、監督等を行う。
- ⑤ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
また、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、当金庫グループのコンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて常勤理事会に報告する。
- ⑥ 当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、必要に応じて子法人等の非常勤取締役及び非常勤監事を当金庫の理事・監事が兼務する。
- ⑦ 当金庫は、子法人等の役職員を対象とし、当金庫のコンプライアンス部門の担当者によるコンプライアンス研修を定期的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ⑧ 当金庫は、子法人等においてコンプライアンス上重大な問題が発生した場合には、当金庫が設置するコンプライアンス委員会において、子法人等の代表取締役を交えて今後の対応の方向性や未然防止策について協議する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 理事の職務の執行に係る情報については、文書(電磁的記録を含む。)の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- ② 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当金庫及び当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当金庫は、当金庫グループ全体の適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。

- ② 当金庫グループ全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク管理部門」という。)及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。
また、統合的リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- ③ 当金庫は、統合的リスク管理規程に基づき、子法人等にリスク管理を行う部門やリスク管理担当者を置くことのほか、リスク管理規程を策定することを義務付ける。
- ④ リスク統括部門は、当金庫及び当金庫の子法人等におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。
- ⑤ 当金庫は、当金庫の理事を委員長とするリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク統括部門からモニタリングの結果等について報告を受けるとともに、当金庫グループのリスク管理体制に係る課題や対応策を協議する。
- ⑥ 当金庫の子法人等において、リスク管理上重大な問題が発生した場合には、当該子法人等の代表取締役は、直ちにリスク管理委員長への報告を行うことを義務付け、当該報告を受けたリスク管理委員長は、リスク管理委員会を開催して対応を検討のうえ、当金庫において事案に応じた支援を行う。
- ⑦ 内部監査部門は、当金庫グループ全体の統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。
- ⑧ 当金庫は、大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等の不測の事態により生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、当金庫が策定する「業務継続計画」を当金庫グループ全体に適用させ、これを当金庫と当金庫の子法人等の役職員に周知することにより平時よりグループ全体の危機管理体制を整備する。

4. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を、一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程(及び同付議基準)」に定める。
- ② 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。また、子法人等における職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を子会社管理基準に定め、子法人等の規模や特性等を踏まえつつ、子法人等が当金庫グループの経営方針等に準拠した体制を構築しているかを子法人等管理部門において検証する。
- ③ 理事会は、当金庫グループの経営方針、経営計画、業務・態勢にかかる基本方針等を定めるとともに、子法人等の業務運営方針や経営計画その他重要事項の策定にあたっては、子法人等の規模や特色等を踏まえつつ、子法人等が当金庫グループの経営方針等に準拠した体制を構築しているかを子法人等管理部門において検証する。
- ④ 当金庫は、子法人等管理部門において、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて常勤理事会へ報告する。
- ⑤ 当金庫は、子法人等管理部門において子法人等の業務運営上の相談窓口を設けるとともに、子法人等からの求めがあるときは、個別の事案に応じて当金庫の役職員のうち適切な人材を派遣する。

5. 当金庫の子法人等の取締役の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- ① 当金庫の代表理事は、子会社管理基準に基づき、子法人等の代表取締役から定期的に、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ② 当金庫は、当金庫の代表理事及び子法人等の代表取締役を構成員とするグループ役員連絡会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、子法人等の取締役等の職務執行の状況など経営上の重要事項に関する報告を義務付ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常勤理事会に報告する。
- ③ 当金庫では、当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び使用人においても、当金庫の顧問弁護士、リスク統括部長、監査部長に対して直接通報を行うことができる「内部通報ホットライン」を整備する。

6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ① 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができる。
- ② 監事を補助すべき職員の配置に当たっては、キャリア等を十分に考慮した配置とする。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- ① 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- ② 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

内部統制の強化に向けて

8. 当金庫の理事・職員及び当金庫の子法人等の取締役・使用人が当金庫の監事に報告するための体制

- ① 当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令・定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や、当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫グループの内部通報ホットライン等を利用することにより、直ちに当金庫の監事又は内部通報ホットラインの担当部門へ報告を行うよう義務付ける。
なお、当該担当部門に当該報告がなされた場合にあっては、当該担当部門は直ちに監事への報告を行うこととする。
- ② 当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。
- ③ 当金庫の監事は、その職務の必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、相互に監査の状況等について情報交換をすることにより、当金庫グループ全体の監査の充実・強化を図る。
- ② 当金庫は、監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。
- ③ 当金庫は、当金庫グループの内部通報ホットラインの担当部門が当金庫の監事に対して、内部通報の状況等（監事に直接通報された事項を除く）について、定期的に報告を行うよう義務付ける。

10. 当金庫の監事への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当金庫は、当金庫グループの内部通報ホットライン等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを内部通報者保護規程に定めたうえで、当該規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
- ② 当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- ③ 当金庫は、内部通報者保護規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
- ④ 当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、内部通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
- ④ 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。



あおぞら会旅行（国宝・高岡山瑞龍寺）



あおぞら会旅行（歓迎の様子）

内部統制に基づくリスク管理体制



内部統制に基づくリスク管理体制

顧客保護等管理方針

顧客保護等管理に関する法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な活動を遂行し、お客様からのご相談や苦情等については、公正・迅速・誠実な対応によりご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的に取り組んでいきます。

自己資本管理方針

「自己資本管理」とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行なうことをいいます。

当金庫は、自己資本に関する諸施策の実施、自己資本の評価及び正確な自己資本比率の算定を行い、健全性及び適切性を確保することを目的とした自己資本管理態勢を構築していきます。

流動性リスク管理方針

「流動性リスク」には、「市場流動性リスク」及び「資金繰りリスク」があります。

「市場流動性リスク」とは、市場の混乱等により市場において取引ができない場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

「資金繰りリスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

信用リスク管理方針

「信用リスク」とは信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。このうち、特に海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情報等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリーリスクといいます。

当金庫は、自己査定の債務者区分及び分類結果、信用格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させ、信用リスク管理態勢を構築することで健全性及び適切性を確保していきます。

市場リスク管理方針

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、市場リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を基本とした市場リスク管理態勢を構築することで健全性及び適切性を確保していきます。

オペレーショナル・リスク管理方針

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動、若しくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

(2) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が被るリスク、及びコンピュータの不正使用やサイバー攻撃により当金庫が被るリスクをいいます。

(3) 法務リスク

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な営業慣習等から生じ当金庫が被るリスク（損失・損害）をいいます。

(4) 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じ当金庫が被るリスク（損失・損害）をいいます。

(5) 有形資産リスク

有形資産リスクとは、当金庫が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等をいいます。

(6) 風評リスク

風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク（損失・損害）をいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することにより、健全性の確保、収益性の向上を図っていきます。

当金庫は、顧客の保護及び利便性の向上の重要性を十分に認識し、顧客保護等の現状を的確に把握し、適正な顧客保護等管理態勢の整備・確立に向けていくための方針等を定め、顧客保護等管理の統括部署を業務推進部とし、①顧客説明管理、②顧客サポート等管理、③顧客情報管理、④外部委託管理、⑤利益相反管理についての各要領を定め、組織全体への周知徹底を図ることで、適切な顧客保護を行なう管理態勢を採っております。

①顧客説明管理態勢

当金庫は、取引や商品をお客様に販売する際に、その内容やリスク等の重要事項について、お客様が十分に理解できる分かりやすい説明に努めています。また、リスク等を伴う商品については、お客様の知識、経験、財産の状況、取引条件等に応じた、重要事項について適切な説明を行なっています。

顧客説明管理責任者を業務推進部長とし、その役割として、①理事会への報告・承認及び指示事項に対しての顧客説明管理担当者への指示、②顧客説明管理担当者からの報告・聴取及び顧客説明管理担当者への助言・指導。③顧客に対して商品説明を行なう者に対して、規程・要領・マニュアル等の周知徹底のための研修を行なう、としています。

顧客説明管理担当者は、各店の長とし、顧客説明を行う者への助言・指導をする、としています。

【金融商品販売に係る勧誘方針】

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。
6. 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

②顧客サポート等管理態勢

当金庫は、お客様からの問合せ、相談・要望及び苦情に対し、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益の保護に努めております。そのために「顧客サポート等管理要領」を定め、組織体制として、顧客サポート等主管部署をリスク統括部コンプライアンス担当としています。リスク統括部コンプライアンス担当は、顧客サポート等に関する事項を一元的に統括・管理しており、リスク統括部長を顧客サポート等管理責任者として、①コンプライアンス対策委員会への報告、②理事会への報告・承認及び指示事項に対しての顧客サポート等管理担当者への指示、③顧客サポート等管理担当者からの報告・聴取及び顧客サポート等管理担当者への助言・指導を行っております。また、顧客サポート等管理担当者は、各店の長としています。

③顧客情報管理態勢

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

④外部委託管理態勢

当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合には、お客様の情報等の適切な管理が行われるよう、総務部長を外部委託管理責任者とし、外部委託業務に関する事項を一元的に統括・管理する体制としています。外部委託管理担当者を各部の長とし、外部委託管理担当者は外部委託先の選定にあたって、信用情報・技術力・研修態勢・機密保護及び安全管理措置の実施状況・問題発生時の対応力等について事前に調査を行い、外部委託管理責任者が選定し決定することとしています。また、外部委託管理担当者は、外部委託契約の締結、外部委託先に対するモニタリングの実施、外部委託先の業務に関する相談・苦情処理態勢の構築、外部委託先の業務のバックアップ体制の構築、外部委託契約の変更・解除等、顧客情報保護措置、評価・改善活動を行なうことを役割としています。

⑤利益相反管理態勢

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理するための方針を定め、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させることに努めます。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報保護に関する関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要からお客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関等のお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
 - 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - 営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
 - 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
 - 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様の本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的(利用目的)

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため

- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
 - 預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申し出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
 - お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
 - お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記のお問合せ先までお申し出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて

当金庫のHPでは一部クッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとはお客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

高鍋信用金庫 リスク統括部 コンプライアンス担当

住 所：〒884-8666 児湯郡高鍋町大字高鍋町673

電話番号：0983-22-2222 F A X: 0983-22-0822

法令等遵守の体制

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈されます。それは法令や社会的規範・規則を誠実に守り、社会倫理に反しない営業活動を行うことです。

当金庫では、「高鍋信用金庫行動綱領」に基づき法令遵守のための、「高鍋信用金庫の行動基準」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・チェックリスト」を作成し、意識高揚を図ると共に、外部講師を招聘して計画的な研修を実施しております。また、毎年事業計画として「コンプライアンス・プログラム」を作成しており、この計画を実践・推進する専門の担当部署を設けております。その他に、コンプライアンス対策委員会を設置し、諸規定・事務取扱要領の整備・周知、コンプライアンスに係る諸問題等を審議する委員会を定期的開催しております。

高鍋信用金庫行動綱領

- ① 高鍋信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
- ② 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
- ③ 法令やルールの厳格な遵守
- ④ 地域社会とのコミュニケーション
- ⑤ 人権の尊重
- ⑥ 従業員の働き方、職場環境の充実
- ⑦ 環境問題への取り組み
- ⑧ 社会参画と発展への貢献
- ⑨ 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

内部監査体制

当金庫では、監査手法に基づき内部管理態勢等の評価・問題点の改善方法の提言まで行う必要から改善提案型監査態勢としております。

監査は、金庫の「リスク管理規程」に基づき、当金庫のリスク管理の実効性について、公平・公正な客観的見地から金庫業務のすべてにおける内部管理態勢(リスク管理体制を含む)の適切性、有効性を検証し、その結果に基づく内部管理態勢等の評価及び問題点の改善提言を通じて金庫の健全性の確保と経営効率の向上を図り、金庫の発展に寄与することを目的として行っております。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ① 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- ③ 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

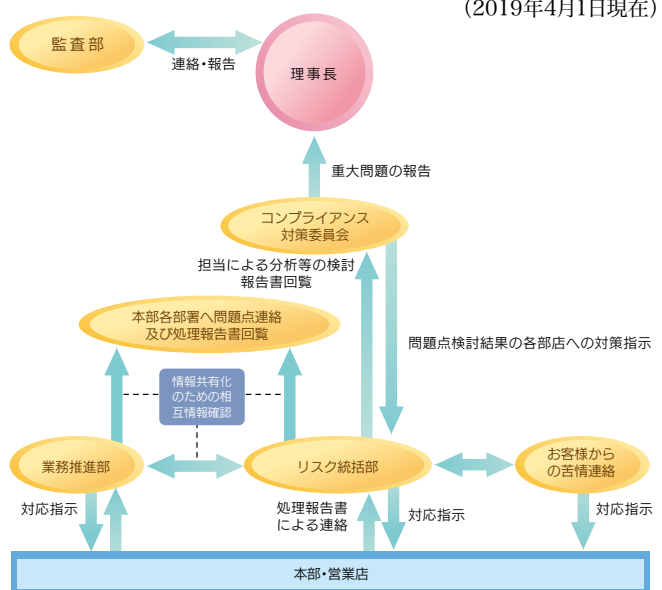
当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は51ページ参照)またはリスク統括部(電話:0983-22-2222)にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク統括部、または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、所在地域以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク統括部」にお尋ねください。

コンプライアンス態勢図

(2019年4月1日現在)



信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。昭和25年に設立され、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

また、信金中央金庫は、「信用金庫業界の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持ち、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

信用金庫業界の中央金融機関としての役割

信用金庫の業務機能の補完

【信用金庫業界のネットワークを活用した業務】

- 信用金庫が主催するビジネスフェアへの大手バイヤー企業の招聘、カタログによる販路拡大支援

【信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート】

- 中小企業経営改善支援、地域活性化支援、海外業務支援

【信用金庫の市場関連業務のサポート】

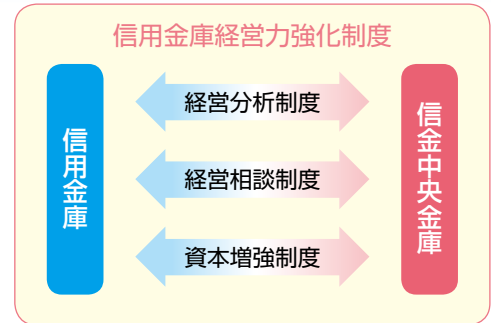
- デリバティブ取引、外国為替・外貨資金取引、有価証券取引、投信窓販業務の支援

【信用金庫の決済業務のサポート】

- 資金決済業務、国債振替決済業務、一般債・短期社債振替決済業務

信用金庫業界の信用力の維持・向上

- 信用金庫業界のセーフティネットの運営（信用金庫経営力強化制度、信用金庫相互援助資金制度）



個別金融機関としての役割

総合的な金融サービスを提供する金融機関

- 預貸金業務・為替業務、金融債の発行業務
- 公共債の引受け、私募債の取扱い
- 子会社を通じた、個人向け無担保ローンの保証、証券業務、投資運用業務、投資業務、M&A仲介業務

わが国有数の機関投資家

- 38兆円にのぼる運用資産

地域社会に貢献する金融機関

- 地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出

地域経済のパートナー
【信用金庫】

- 預金残高 143兆円
- 巨大なネットワーク 全国259金庫、7,294店舗
- Face to Faceの事業展開 役職員数10万人
- 多数の出資者 919万人

(上記計数は2019年3月末現在)



信用金庫のセントラルバンク
【信金中金】

- 総資産 39兆円
- 高い連結自己資本比率(国内基準) 23.65%
- 低い不良債権比率
(=リスク管理債権/貸出金) 0.34%
- 外部格付 AA(格付機関JCR)

(上記計数は2019年3月末現在)

信金中金グループ

(2019年3月末現在)

しんさん証券(株)	信金インターナショナル(株)	しんさんアセットマネジメント投信(株)	信金ギャランティ(株)	信金キャピタル(株)	(株)しんさん情報システムセンター	信金中金ビジネス(株)
●証券業務 - 有価証券の売買、デリバティブ取引、引受等 ●資本金200億円(100%出資)	●証券業務 - ユーロ市場における債権の売買業務、仲介業務、引受業務等 ●資本金30百万円(100%出資) - ロンドンの現地法人として設立	●投資運用業務 - 投資一任契約資産の運用業務および投資信託財産の運用業務 ●資本金2億円(100%出資)	●消費者信用保証業務 - 信用金庫における個人向け無担保ローンの拡大支援 - 信用金庫取引先等への個人向け無担保ローンの保証業務 ●資本金10億円(100%出資)	●投資業務 ●M&A業務 - 中小企業に対する資本性資金の供給 - 中小企業の事業承継ニーズ等に対応するための、事業承継、M&A仲介業務 ●資本金490百万円(100%出資)	●データ処理の受託業務等 - 内国為替サービスやCD/ATMサービス等の信用金庫業界のネットワークシステムの開発・運用 - 信用金庫業務にかかる各種の業務処理システムの開発・運用 ●資本金45億円(50.7%出資)	●事務処理の受託業務等 - 信金中金の業務の効率化・合理化に資するため、信金中金から各種の事務処理を受託 ●資本金70百万円(100%出資)



高鍋信用金庫の歌

作詞 松浦三貴
作曲 井手茂一郎
編曲 日下部徳一

一、青空の光

はるか
黒汐の調べ
とどろく高鍋

協力の風
さわやかに
喜びの

輪をひろげ
遅く
伸びて行く

ああわれらが
信用金庫

二、山脈の緑

ふかく
白百合の香
あふれる高鍋

誠実の詩
ほがらかに
幸の

手をつなぎ
弛みなく
励み行く

ああわれらが
信用金庫

三、文教の泉

きよく
伝統の誉
かがやく高鍋

開拓の道
ひとすじに
若き生命を

謳い
限りなく
栄え行く

ああわれらが
信用金庫

会計監査人による外部監査

当金庫は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による2018年4月1日から2019年3月31日までの第97期事業年度の決算に関する業務報告書(会計に関する部分に限る)、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び附属明細書(会計に関する部分に限る)について会計監査を受けました結果、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示している旨の監査報告をいただいております。

財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

2018年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2019年6月27日

高鍋信用金庫 理事長

板垣 衛

直近2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況を示す指標

〔業務粗利益及び業務粗利益率〕

(単位:千円)

	2017年度	2018年度
資金運用収支	3,779,033	3,711,921
資金運用収益	3,884,373	3,789,030
資金調達費用	105,339	77,108
役務取引等収支	△328,474	△342,462
役務取引等収益	315,484	313,988
役務取引等費用	643,958	656,451
その他の業務収支	187,646	220,432
その他業務収益	268,430	333,965
その他業務費用	80,784	113,533
業務粗利益	3,638,205	3,589,891
業務粗利益率	1.45	1.40

※「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2017年度0千円、2018年度0千円)を控除して表示しております。

※業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

※国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔資金運用勘定・調達勘定の平均残高〕

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回(%)	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
資金運用勘定	250,880	256,018	3,884,373	3,789,030	1.57	1.47
うち貸出金	100,413	100,655	2,754,871	2,701,802	2.74	2.68
うち預け金	62,845	57,535	162,200	151,779	0.27	0.26
うち有価証券	86,426	96,333	938,223	899,776	1.08	0.93
資金調達勘定	242,084	246,786	105,339	77,108	0.04	0.03
うち預金積金	241,916	246,620	102,250	74,156	0.04	0.03
うち借入金	0	0	—	—	—	—

※資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2017年度93百万円、2018年度97百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2017年度0百万円、2018年度0百万円)及び利息(2017年度0千円、2018年度0千円)を、それぞれ控除して表示しております。

※国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔利鞘〕

(単位:%)

	2017年度	2018年度
資金運用利回	1.57	1.47
資金調達原価率	1.25	1.20
総資金利鞘	0.32	0.27

〔受取利息及び支払利息の増減〕

(単位:千円)

	2017年度			2018年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	62,343	△257,965	△195,622	172,624	△274,561	△101,937
うち貸出金	7,795	△63,049	△55,254	6,551	△59,620	△53,069
うち預け金	8,298	△11,878	△3,580	△15,606	5,185	△10,421
うち有価証券	46,250	△183,038	△136,788	181,679	△220,126	△38,447
支払利息	△5,184	0	△5,184	2,369	△30,463	△28,094
うち預金積金	△5,184	0	△5,184	2,369	△30,463	△28,094
うち借入金	0	0	0	0	0	0

※残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

※国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔総資産利益率〕

(単位:%)

	2017年度	2018年度
総資産経常利益率	0.31	0.30
総資産当期純利益率	0.26	0.23

総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

〔預金科目別期中平残及び残高〕

(単位:百万円)

	2017年3月末日			2018年3月末日		
	期中平残	残 高	残高構成比%	期中平残	残 高	残高構成比%
預 金 ・ 積 金	241,916	240,445	100.00	246,620	244,691	100.00
当 座 預 金	279	336	0.14	287	437	0.18
普 通 預 金	94,222	93,386	38.84	96,655	95,602	39.07
貯 蓄 預 金	56	54	0.02	51	45	0.02
通 知 預 金	0	0	0.00	0	0	0.00
別 段 預 金	648	672	0.28	678	932	0.38
納 税 準 備 預 金	5	5	0.00	4	5	0.00
流 動 性 預 金 計	95,211	94,455	39.28	97,677	97,005	39.64
定 期 預 金	139,992	139,300	57.93	142,566	141,433	57.80
(うち固定金利預金)	139,970	139,283	57.92	142,550	141,421	57.79
(うち変動金利定期預金)	22	17	0.01	16	12	0.00
定 期 積 金	6,711	6,689	2.78	6,376	6,234	2.55
定 期 性 預 金 計	146,704	145,989	60.72	148,942	147,668	60.35

(注)譲渡性預金は期中平残・残高ともありません。

〔預金者別残高及び構成〕

(単位:百万円)

	2018年3月末日		2019年3月末日	
	残 高	構成比%	残 高	構成比%
個 人	197,851	82.28	199,191	81.40
一 般 法 人	26,782	11.13	27,496	11.23
金 融 機 関	179	0.07	200	0.08
公 金	15,630	6.50	17,802	7.27
合 計	240,445	100.00	244,691	100.00

(注)譲渡性預金は含んでおりません。



新入職員

直近2事業年度における事業の状況

貸出金等に関する指標

〔貸出金平均残高〕

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
手形貸付	2,533	3,248
証書貸付	88,059	87,905
当座貸越	9,651	9,374
割引手形	168	127
合計	100,413	100,655

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔貸出金の担保別内訳〕

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
当金庫預金積金	847	793
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	16,332	16,072
その他の他	—	—
計	17,179	16,866
信用保証協会・信用保険	31,002	32,092
保証	19,748	19,230
信用	33,594	33,480
合計	101,525	101,669

〔貸出金残高〕

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
貸出金	101,525	101,699
変動金利	24,714	24,822
固定金利	76,811	76,847

〔債務保証見返の担保別内訳〕

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	360	310
その他の他	—	—
計	360	310
信用保証協会・信用保険	8	7
保証	0	0
信用	85	239
合計	454	558

〔貸出金使途別残高〕

(単位:百万円)

		2017年度		2018年度	
		残高	構成比%	残高	構成比%
事業者	設備資金	30,122	29.67	30,048	29.55
	運転資金	20,949	20.63	21,305	20.96
個人	住宅資金	24,596	24.22	24,616	24.21
	消費性資金	25,513	25.14	25,436	25.02
その他の他		342	0.34	262	0.26
貸出金計		101,525	100	101,669	100.00

〔貸出金業種別内訳〕

(単位:百万円、%)

業種区分	2017年度			2018年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	111	1,159	1.14	116	1,377	1.35
農業、林業	221	1,280	1.26	241	1,468	1.44
漁業	20	2,062	2.03	20	1,699	1.67
鉱業、採石業、砂利採取業	1	6	0.00	1	5	0.00
建設業	388	3,233	3.18	418	3,604	3.54
電気、ガス、熱供給、水道業	58	2,349	2.31	59	2,220	2.18
情報通信業	3	29	0.02	3	24	0.02
運輸業、郵便業	40	644	0.63	39	714	0.70
卸売業、小売業	301	2,181	2.14	305	1,991	1.95
金融業、保険業	19	1,626	1.60	19	1,650	1.62
不動産業	193	10,187	10.03	205	10,886	10.70
物品賃貸業	3	146	0.14	3	149	0.14
学術研究、専門、技術サービス業	15	94	0.09	11	90	0.08
宿泊業	20	1,780	1.75	18	1,691	1.66
飲食業	173	1,237	1.21	173	1,258	1.23
生活関連サービス業、娯楽業	100	1,201	1.18	96	1,099	1.08
教育、学習支援業	10	263	0.25	8	250	0.24
医療、福祉	47	1,240	1.22	54	1,229	1.20
その他のサービス	263	1,983	1.95	261	2,045	2.01
小計	1,986	32,710	32.21	2,050	33,459	32.90
地方公共団体	18	16,849	16.59	17	16,785	16.50
個人(住宅、消費、納税資金等)	29,398	51,964	51.18	28,802	51,424	50.57
合計	31,402	101,525	100.00	30,869	101,669	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

〔預貸率〕

(単位:%)

	2017年度	2018年度
期末預貸率	42.22	41.55
期中平均預貸率	41.50	40.81

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしていません。

有価証券に関する指標

〔商品有価証券〕

○所有しておりません。

〔有価証券の種類別残高〕

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
国債	23,538	22,830
地方債	25,880	29,220
短期社債	—	—
社債	25,441	29,666
株式	53	48
外国証券	7,748	13,282
その他の証券	9,658	8,965
合計	92,321	104,014

〔有価証券の種類別平均残高〕

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
国債	24,225	21,172
地方債	19,974	27,367
短期社債	—	—
社債	25,635	27,084
株式	49	49
外国証券	6,684	10,613
その他の証券	9,856	10,045
合計	86,426	96,333

〔有価証券の残存期間別残高〕2017年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	1	4,130	3,879	5,340	1,657	8,529	—	23,538
地方債	1,273	3,097	5,042	3,778	2,900	9,789	—	25,880
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,587	6,783	5,737	4,178	3,899	3,256	—	25,441
株式	—	—	—	—	—	—	53	53
外国証券	—	1,444	1,312	99	1,386	3,506	—	7,748
その他の証券	98	547	1,038	1,112	6,242	140	476	9,658

〔有価証券の残存期間別残高〕2018年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	2,024	2,050	6,272	4,566	—	7,917	—	22,830
地方債	1,116	5,216	4,494	2,722	4,294	11,374	—	29,220
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	4,500	6,452	4,113	3,817	5,849	4,934	—	29,666
株式	—	—	—	—	—	—	48	48
外国証券	1,322	490	2,623	1,008	3,986	3,850	—	13,282
その他の証券	—	758	1,109	3,142	2,554	251	1,148	8,965

〔預証率〕

(単位:%)

	2017年度	2018年度
期末預証率	42.22	42.51
期中平均預証率	41.51	39.06

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。



直近2事業年度における財産の状況

〈単体〉

【貸借対照表】

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	2017年度 2018年3月31日	2018年度 2019年3月31日
(資産の部)		
現金	3,045	3,321
預け金	57,038	50,067
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	350	451
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	92,321	104,014
国債	23,538	22,830
地方債	25,880	29,220
短期社債	—	—
社債	25,441	29,666
株式	53	48
その他の証券	17,406	22,247
貸出金	101,525	101,669
割引手形	244	119
手形貸付	3,464	3,475
証書貸付	88,176	88,661
当座貸越	9,639	9,412
外国為替	—	—
その他資産	1,610	1,619
未決済為替貸	43	58
信金中金出資金	1,144	1,144
前払費用	3	—
未収収益	392	394
その他の資産	26	21
有形固定資産	2,342	2,377
建物	685	811
土地	1,363	1,355
リース資産	21	17
建設仮勘定	108	2
その他の有形固定資産	164	190
無形固定資産	26	59
ソフトウェア	14	47
のれん	—	—
リース資産	2	1
その他の無形固定資産	9	9
前払年金費用	838	816
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	454	558
貸倒引当金	△2,336	△2,233
(うち個別貸倒引当金)	(△2,217)	(△2,139)
資産の部合計	257,217	262,721

	2017年度 2018年3月31日	2018年度 2019年3月31日
(負債の部)		
預金積金	240,445	244,691
当座預金	336	437
普通預金	93,386	95,602
貯蓄預金	54	45
通知預金	—	—
定期預金	139,300	141,433
定期積金	6,689	6,234
その他の預金	678	937
譲渡性預金	—	—
借入金	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	661	752
未決済為替借	73	102
未払費用	156	230
給付補填備金	3	2
未払法人税等	8	8
前受収益	67	62
払戻未済金	32	17
払戻未済持分	13	22
職員預り金	137	140
リース債務	25	20
その他の負債	141	144
賞与引当金	99	99
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	17	6
役員退職慰労引当金	60	75
睡眠預金払戻損失引当金	89	84
偶発損失引当金	6	4
繰延税金負債	698	877
再評価に係る繰延税金負債	32	11
債務保証	454	558
負債の部合計	242,566	247,161
(純資産の部)		
出資金	2,184	2,169
普通出資金	2,184	2,169
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	10,688	11,312
利益準備金	1,550	1,650
その他利益剰余金	9,138	9,662
特別積立金	8,140	8,745
(経営強化準備積立金)	(2,700)	(3,000)
当期末処分剰余金	998	917
当期末処理損失金	—	—
処分未済持分	△22	△28
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	12,850	13,453
その他有価証券評価差額金	1,742	2,093
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	57	13
評価・換算差額等合計	1,800	2,106
純資産の部合計	14,650	15,560
負債及び純資産の部合計	257,217	262,721

〈貸借対照表の注記〉

- 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～47年
その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,368百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末において、年金資産見込額が、退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用として計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、当金庫は前払年金費用に816百万円計上しています。

- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(2018年3月31日現在)
年金資産の額 1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 1,806,457百万円
最低責任準備金の額との合計額差引額 △136,747百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2018年3月31日現在)
0.2419%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金43百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は15百万円であります。なお金銭債務はありません。
- 子会社等の株式又は出資金の総額は4百万円であります。
- 子会社等に対する金銭債務総額は26百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額は3,202百万円であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は3,497百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

直近2事業年度における財産の状況

また、延滞債権とは、未収利息・不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は46百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は323百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,895百万円であります。

なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、参加者に売却したものと会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は16百万円であります。

24. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(平成14年2月13日)」に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は119百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	300百万円
担保資産に対応する債務	
別段預金	187百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、6,000百万円(定期預け金)、収納取扱担保として2百万円(定期預け金)を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は4百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額36百万円

27. 出資1口当たりの純資産額は363円40銭であります。

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、それらのリスクに加え為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク統括部資産査定グループがチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金証券部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち株式(時価のあるもの)、債券、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間240営業日)により算出しており、2019年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,216百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	50,067	50,491	424
(2)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	103,993	103,993	—
(3)貸出金(*1)	101,669		
貸倒引当金(*2)	△ 2,233		
	99,435	106,199	6,764
金融資産計	253,496	260,683	7,188
(1)預金積金(*1)	244,691	244,938	248
金融負債計	244,691	244,938	248

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、スワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップ)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、スワップ)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社出資金(*1)	4
非上場株式(*1)(※2)	20
合 計	25

(※1) 子会社出資金および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当事業年度において、減損処理は行っておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	25,201	1,000	14,200	3,000
有価証券	8,882	32,902	31,347	26,791
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	8,882	32,902	31,347	26,791
貸出金(*2)	16,983	32,757	21,934	18,983
合 計	51,066	66,659	67,481	48,774

(※1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金	186,150	52,190	1	6,347
合 計	186,150	52,190	1	6,347

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31. まで同様であります。

売買目的有価証券

売買目的に区分した有価証券はありません。

満期保有目的有価証券

満期保有目的に区分した有価証券はありません。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	80,867	77,675	3,191
	国債	22,830	21,413	1,417
	地方債	29,220	28,154	1,065
	短期社債	—	—	—
	社債	28,816	28,107	709
	その他	10,206	10,047	158
	小 計	91,073	87,723	3,350
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	27	28	△0
	債券	850	851	△1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	850	851	△1
	その他	12,041	12,495	△454
	小 計	12,919	13,375	△456
合 計		103,993	101,098	2,894

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

■ 直近2事業年度における財産の状況

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3	2	—
債券	4,140	308	—
国債	3,816	306	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	323	1	—
その他	891	15	23
合 計	5,035	327	23

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,206百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,175百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,150 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	35
競売配当金益金算入額	77
賞与引当金損金算入限度超過額	27
減損損失	76
繰越欠損金	218
その他	123
繰延税金資産小計	1,706
評価性引当額	△1,557
繰延税金資産合計	149
繰延税金負債	
前払年金費用	225
その他有価証券評価益	800
繰延税金負債合計	1,026
繰延税金資産(負債)負債の純額	(877) 百万円



事業計画説明会



2018年度優績者



高岡信金(富山県)経営者の会が来訪

【損益計算書】

(単位:千円)

	2017年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	2018年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	4,717,872	4,609,768
資金運用収益	3,884,373	3,789,030
貸出金利息	2,754,871	2,701,802
預け金利息	162,200	151,779
有価証券利息配当金	938,223	899,776
その他の受入利息	29,078	35,671
役務取引等収益	315,484	313,988
受入為替手数料	138,190	138,772
その他の役務収益	177,294	175,216
その他業務収益	268,430	333,965
外国為替売買益	0	558
国債等債券売却益	213,013	309,005
国債等債券償還益	4,990	284
その他の業務収益	50,425	24,117
その他経常収益	249,584	172,784
貸倒引当金戻入益	196,728	83,054
償却債権取立益	16,840	15,898
株式等売却益	13,753	18,367
金銭の信託等運用益	—	—
その他の経常収益	22,261	55,463
経常費用	3,910,373	3,819,860
資金調達費用	105,339	77,108
預金利息	99,083	71,990
給付補填備金繰入額	3,167	2,166
その他の支払利息	3,088	2,951
役務取引等費用	643,958	656,451
支払為替手数料	65,275	64,309
その他の役務費用	578,683	592,141
その他業務費用	80,784	113,533
外国為替売買損	201	—
国債等債券売却損	12,460	16,170
国債等債券償還損	68,120	97,363
国債等債券償却	—	—
経費	3,012,618	2,950,380
人件費	1,973,068	1,889,315
物件費	989,835	1,013,642
税金	49,715	47,422
その他経常費用	67,671	22,386
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	1,088	732
株式等売却損	—	7,514
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	3,258	30
その他の経常費用	63,324	14,110
経常利益	807,499	789,908
特別利益	459	280
固定資産処分益	459	280
その他の特別利益	—	—
特別損失	130,388	132,696
固定資産処分損	2,374	115
減損損失	128,013	132,581
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	677,570	657,492
法人税、住民税及び事業税	11,393	10,407
過年度法人税、住民税及び事業税	—	—
法人税等調整額	△578	24,009
法人税等合計額	10,815	34,416
当期純利益	666,754	623,076
繰越金(当期首残高)	331,821	250,074
土地再評価差額金取崩額	—	44,637
当期末処分剰余金	998,575	917,787

1. 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額は4,920千円であります。

3. 子会社との取引による費用総額は95,282千円であります。

4. 出資1口当たり当期純利益金額は14円31銭であります。

5. 営業キャッシュフローの低下や地価の下落、店舗移転の施策等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法は、原則として営業店単位とし、本部等については共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングを行っております。

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

地 区	主な用途	種 類	減損損失額 (百万円)
小 林 地 区	営業店舗1か所	土地、建物	110
児 湯 地 区	本店別館	土地、建物	22
合 計			132

直近2事業年度における財産の状況

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2017年度	2018年度
当 期 末 処 理 損 失 金	—	—
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	998,575,858	917,787,982
剰 余 金 処 分 額	748,501,657	643,229,795
利 益 準 備 金	100,000,000	100,000,000
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	43,501,657	43,229,795
特 別 積 立 金	605,000,000	500,000,000
(うち経営強化準備積立金)	(300,000,000)	(300,000,000)
(うち創業100周年記念行事積立金)	(5,000,000)	(10,000,000)
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	250,074,201	274,558,187

その他の経営効率

〔一店舗及び役職員一人当たりの預金・貸金の残高及び期中平均残高〕

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018年度
店 舗 数	24店舗	24店舗
役 職 員 数	265	270
期 中 平 均 人 員	283	288
預 金		
一 店 舗 当 た り	10,018	10,195
期 中 平 均 残 高	10,079	10,275
一 人 当 た り	907	926
期 中 平 均 残 高	854	934
貸 出 金		
一 店 舗 当 た り	4,230	4,237
期 中 平 均 残 高	4,183	4,193
一 人 当 た り	383	385
期 中 平 均 残 高	354	381

〔経費率〕

(単位:%)

区 分	2017年度	2018年度
経 費 率	1.20	1.17
(人件費率)	(0.77)	(0.74)
(物件費率)	(0.40)	(0.41)

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2017年度	185	118	—	185	118
	2018年度	118	94	—	118	94
個 別 貸 倒 引 当 金	2017年度	3,905	2,217	1,558	2,347	2,217
	2018年度	2,217	2,139	19	2,198	2,139
合 計	2017年度	4,090	2,336	1,558	2,532	2,335
	2018年度	2,336	2,233	19	2,316	2,233

貸出金償却

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
償 却 額	1	0

リスク管理債権の状況

〔リスク管理債権の保全状況〕

(単位:百万円、%)

	2017年度				2018年度			
	残 高	保全状況			残 高	保全状況		
		担保・保証	貸倒引当金	計		担保・保証	貸倒引当金	計
破綻先債権	41	36	5	41	28	14	14	28
延滞債権	3,773	1,389	2,200	3,590	3,497	1,249	2,119	3,368
3ヵ月以上延滞債権	42	34	2	37	46	46	2	48
貸出条件緩和債権	288	151	16	168	323	164	17	181
計	4,145	1,612	2,225	3,838	3,895	1,473	2,153	3,627
不良債権比率	4.08%	保全率 92.58%			3.83%	保全率 93.12%		
非開示債権	97,379				97,773			
債権額計	101,525				101,669			

(注)単位未満切り捨てのため合計が一致しない欄があります。

■用語の説明

☆「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

☆「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

☆「3ヵ月以上延滞債権」とは元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

☆「貸出条件緩和債権」とは債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法開示債権額

〔金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況〕

(単位:百万円、%)

	2017年度				2018年度			
	総与信額	保全状況			総与信額	保全状況		
		担保・保証	貸倒引当金	計		担保・保証	貸倒引当金	計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,844	947	1,896	2,844	2,765	856	1,908	2,765
危険債権	1,016	495	320	815	804	422	230	652
要管理債権	330	186	19	206	369	210	19	230
計	4,191	1,629	2,236	3,866	3,939	1,489	2,158	3,648
不良債権比率	4.10%	保全率 92.24%			3.85%	保全率 92.61%		
正常債権	97,933				98,432			
債権額計	102,125				102,371			

(注)単位未満切り捨てのため合計が一致しない欄があります。

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

直近2事業年度における財産の状況

有価証券の時価及び評価損益

(1) 有価証券

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	2017年度					2018年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	28	33	4	4	0	49	48	0	0	0
債 券	71,864	74,860	2,996	3,032	36	78,527	81,717	3,190	3,191	1
国 債	21,923	23,538	1,615	1,621	6	21,413	22,830	1,417	1,417	0
地 方 債	25,149	25,879	730	753	23	28,154	29,220	1,065	1,065	0
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	24,790	25,441	650	656	6	28,958	29,666	708	709	1
そ の 他	17,997	17,405	▲591	90	681	22,541	22,247	▲295	157	453
合 計	89,891	92,300	2,408	3,126	718	101,119	104,014	2,894	3,350	456

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	4	4
非 上 場 株 式	20	20
組 合 出 資 金	0	0
合 計	25	25



たかしんランナースクラブ



たかしん山岳会



バレー部



野球部

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

(1)自己資本の構成に関する事項

項 目	2017年度	経過措置による不算入額	2018年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,807		13,410	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,184		2,169	
うち、利益剰余金の額	10,688		11,312	
うち、外部流出予定額(△)	43		43	
うち、上記以外に該当するものの額	△22		△28	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	118		94	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	118		94	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,926		13,505	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	26	—	59	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26	—	59	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	119	—	55	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	606	—	597	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	752		712	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	12,173		12,792	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	79,321		83,978	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,147		2,082	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,355		△1,054	
うち、上記以外に該当するものの額	△792		3,136	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,865		6,652	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	86,186		90,630	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.12%		14.11%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

単体における事業年度の開示事項

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計*1	78,473	3,139	83,978	3,359
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー*2	78,767	3,150	82,852	3,314
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	18	1	20	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	111	4	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	95	3	75	3
我が国の政府関係機関向け	430	17	858	34
地方三公社向け	160	6	279	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,033	521	11,629	465
法人等向け	11,263	451	12,469	499
中小企業等向け及び個人向け	32,081	1,283	31,898	1,276
抵当権付住宅ローン	3,003	120	2,977	119
不動産取得等事業向け	8,195	328	8,765	351
3ヵ月以上延滞等	280	11	274	11
取立未済手形	8	0	—	—
信用保証協会等による保証付	318	13	341	14
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	651	26	49	2
出資等のエクスポージャー	49	2	49	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	9,113	365	9,436	377
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,041	202	7,043	282
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	1,456	58
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	423	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			512	20
上記以外のエクスポージャー	3,476	139	—	—
②証券化エクスポージャー*3	588	24	—	—
証券化			—	—
STC要件適用分			—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③—1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—		
③—2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー*4			2,042	81
ルックスルー方式			2,042	81
マンドート方式			—	—
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	△654	△26	2,082	83
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,355	△54	△1,054	△42
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,127	45	714	28
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オフバランス項目(派生商品取引等)	848	34	1,124	45
ハ.オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	6,865	275	6,652	266
二.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	86,186	3,447	90,630	3,625

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスクを算定しています。

<オペレーショナルリスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3カ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国 内	172,236	237,314	102,125	102,371	70,111	79,727	—	—	1,133	1,095
国 外	7,792	12,057	—	—	7,792	12,057	—	—	—	—
地 域 別 合 計	180,028	249,371	102,125	102,371	77,903	91,785	—	—	1,133	1,095
製 造 業	3,258	3,962	1,456	1,662	1,802	2,300	—	—	17	12
農 業・林 業	2,410	2,704	2,410	2,704	—	—	—	—	3	3
漁 業	2,201	1,834	2,201	1,834	—	—	—	—	—	6
鉱 業	9	109	9	9	—	100	—	—	—	—
建 設 業	4,971	5,557	4,871	5,357	100	200	—	—	13	1
電気・ガス・熱供給・水道業	3,592	4,256	2,491	2,356	1,101	1,900	—	—	—	—
情 報 通 信 業	635	738	35	28	600	700	—	—	—	—
運 輸 業	2,408	2,685	703	784	1,705	1,701	—	—	—	—
卸 売 業・小 売 業	4,280	4,628	2,979	2,729	1,301	1,899	—	—	3	1
金 融 ・ 保 険 業	12,344	70,207	1,754	1,766	10,590	16,759	—	—	—	—
不 動 産 業	11,915	12,744	10,613	11,394	1,302	1,350	—	—	—	29
各 種 サ ー ビ ス	1,041	10,921	1,041	10,619	—	300	—	—	1,041	965
国・地方公共団体等	73,955	81,374	16,866	16,801	57,089	64,573	—	—	—	—
個 人	45,047	44,322	45,047	44,322	—	—	—	—	52	76
そ の 他	2,309	3,321	0	—	2,309	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	180,028	249,371	102,125	102,371	77,903	91,785	—	—	1,133	1,095
1 年 以 下	12,440	43,348	10,234	10,057	2,206	8,090	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	25,740	25,341	11,777	12,338	13,963	12,003	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	26,228	26,170	12,268	10,877	13,960	15,093	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	21,379	29,298	9,413	10,498	11,966	10,010	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	20,410	29,358	12,657	12,440	7,753	11,256	—	—		
10 年 超	73,389	84,076	45,337	45,744	28,052	35,331	—	—		
期間の定めのないもの	437	11,777	437	413	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	180,028	249,371	102,125	102,371	77,903	91,785	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金・投資信託・金銭の信託が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(36ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」参照)

■ 単体における事業年度の開示事項

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
製 造 業	84	78	▲6	▲7	78	71	—	—
農 業 ・ 林 業	2	2	0	▲1	2	1	—	—
漁 業	38	36	▲2	7	36	43	—	—
鉱 業	0	0	0	0	0	0	—	—
建 設 業	174	156	▲18	▲7	156	149	2	—
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	—	—
情 報 通 信 業	0	0	0	0	0	0	—	—
運 輸 業	0	0	0	0	0	0	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	79	80	1	▲33	80	47	—	0
金 融 ・ 保 険 業	1,565	0	▲1,565	0	0	0	—	—
不 動 産 業	781	764	▲17	▲13	764	751	—	—
各 種 サ ー ビ ス	1,029	1,001	▲28	▲24	1,001	977	18	2
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	153	99	▲54	▲2	99	97	3	—
合 計	3,905	2,218	▲1,687	▲79	2,218	2,139	24	3

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	87,334	—	82,910
10%	—	8,047	—	12,142
20%	2,653	62,615	7,070	54,080
35%	—	8,778	—	8,675
50%	30,520	997	32,303	1,119
75%	—	28,315	—	27,570
100%	720	19,632	1,953	19,158
150%	12	67	341	72
200%	0	66	—	—
250%	1,817	4	2,114	75
合 計	251,585		249,593	

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
ポートフォリオ	—	—	—	—	—	—
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	—	—	—	—	—	—

(注) 1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

		2017年度		2018年度	
与信相当額の算出に用いる方式		カレントエクスポージャー方式		カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの額の合計額		31		1	
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減方法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額		—		—	
		担保による信用リスク削減方法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減方法の効果を勘案する後の与信相当額	
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
①派生商品取引合計	(i)外国為替関連取引	298	275	298	275
	(ii)金利関連取引	183	135	183	135
	(iii)株式関連取引	16	13	16	13
	(iv)株式関連取引	37	42	37	42
	(iv)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
		61	85	61	85
②長期決済期間取引		—	—	—	—
合 計		298	275	298	275

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

オリジネーターに該当する証券化エクスポージャーは取り扱っておりません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2240	—	—	—
(i) 投資信託	1,871	—	—	—
(ii) 金銭の信託	17	—	—	—
(iii) 債券	350	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) 投資信託	—	—	—	—
(ii) 金銭の信託	—	—	—	—
(iii) 債券	—	—	—	—

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
10%	1,671	—	0	—	6	—	0	—
20%	0	—	0	—	0	—	0	—
50%	200	—	0	—	4	—	0	—
100%	152	—	0	—	6	—	0	—
200%	200	—	0	—	20	—	0	—
350%	1	—	0	—	0	—	0	—
1,250%	13	—	0	—	6	—	0	—
合 計	2,240	—	0	—	43	—	0	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

■ 単体における事業年度の開示事項

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他の有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
							うち益	うち損
上 場 株 式 等	2017年度	—	—	167	168	1	4	▲3
	2018年度	—	—	226	226	▲1	1	▲1
非上場株式等	2017年度	—	—					
	2018年度	—	—					
合 計	2017年度	—	—	167	168	1	4	▲3
	2018年度	—	—	226	226	▲1	1	▲1

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2017年度	2018年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		8,663
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		—
蓋然性豪式(400%)を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRBB 1 : 金利リスク			
項 番		イ	ロ
		△EVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,821	
2	下方パラレルシフト	△7,645	
3	スティープ化	6,295	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	7,821	
		ホ	ヘ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	12,792	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、2,669百万円であり、この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。

このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

II. 連結における事業年度の開示事項

(1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(単位:百万円)

会社名	所要自己資本を下回った額
該当ございません	

子会社等の状況

〔有限会社高信ビジネス・サービス〕

所在地	主要事業内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1389番地1	特定貨物運送業	平成14年2月1日	300万円	100%

当金庫では、子会社は当金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記の通りであります。

記

下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺しております。

(単位:百万円)

資産基準=子会社の総資産額の合計額/当金庫の総資産額及び連結子会社の総資産額の合計額

$$\frac{49}{262,870 + 49} = 0.018\%$$

経常収益基準=子会社の売上高の合計額/当金庫の売上高の合計額及び連結子会社の売上高の合計額

$$\frac{95}{4,609 + 95} = 2.019\%$$

利益基準=子会社の当期純利益のうち持分の合計額/当金庫の当期純損益の額及び連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額

$$\frac{-1}{623 - 1} = -0.19\%$$

利益剰余金基準=子会社の利益剰余金のうち持分の合計額/当金庫の利益剰余金及び連結子会社の利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額

$$\frac{42}{11,312 + 42} = 0.370\%$$



新富町との包括連携協定を締結

連結における事業年度の開示事項

(2)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2017年度	経過措置による不算入額	2018年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,854		13,452	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,184		2,169	
うち、利益剰余金の額	10,735		11,354	
うち、外部流出予定額(△)	43		43	
うち、上記以外に該当するものの額	△22		△28	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	118		94	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	118		94	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,973		13,547	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	26	—	59	—
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	26	—	59	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	119	—	55	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	606	—	590	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	752		705	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	12,221		12,842	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	79,345		83,997	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,147		2,082	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,355		△1,054	
うち、上記以外に該当するものの額	△792		3,136	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,028		6,760	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	86,374		90,757	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.14%		14.15%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

(3)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計※ ¹	78,498	3,140	83,997	3,360
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※ ²	78,791	3,152	82,871	3,315
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	18	1	20	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	111	4	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	95	4	75	3
我が国の政府関係機関向け	430	17	858	34
地方三公社向け	160	6	279	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,033	521	11,629	465
法人等向け	11,263	451	12,469	499
中小企業等向け及び個人向け	32,081	1,283	31,898	1,276
抵当権付住宅ローン	3,003	120	2,977	119
不動産取得等事業向け	8,195	328	8,765	351
3か月以上延滞等	280	11	274	11
取立未済手形	8	0	—	—
信用保証協会等による保証付	318	13	341	14
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	651	26	49	2
出資等のエクスポージャー	651	26	49	2
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	9,137	365	9,455	378
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外に係るエクスポージャー	5,041	202	7,043	282
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	1,456	58
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	423	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			512	20
上記以外のエクスポージャー	3,500	140	19	1
②証券化エクスポージャー※ ³	589	24	—	—
③—1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンデ)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—		
③—2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※ ⁴			2,042	81
ルック・スルー方式			2,042	81
マンドート方式			—	—
蓋然性方式(250%)			—	—
蓋然性方式(400%)			—	—
フォールバック方式(1250%)			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	△654	△26	2,082	83
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,355	△54	△1,054	△42
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,127	45	714	28
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オフバランス項目(派生商品取引等)	848	34	1,124	45
ハ.オペレーショナル・リスク	7,028	281	6,760	270
二.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	86,374	3,455	90,757	3,630

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

〈単体〉

頁

一、自己資本の構成に関する事項	39
二、自己資本の充実度に関する事項	40
三、信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	
イ、信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	41
ロ、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
ハ、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	42
ニ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	42
四、信用リスク削減手法に関する事項	42
五、派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	42
六、証券化エクスポージャーに関する事項	43
イ、オリジネーターの場合	43
ロ、投資家の場合	43
七、出資等エクスポージャーに関する事項	44
八、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	44
九、金利リスクに関する事項	45

〈連結〉

一、自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	45
二、自己資本の構成に関する事項	46
三、自己資本の充実度に関する事項	47

定性的な開示事項

一、当金庫の自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。

2018年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基礎項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

二、当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。収支計画については、利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて高いものであります。

三、信用リスクに関する項目

①リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の信用状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに、大口与信先については、必要に応じ常勤理事会で経営陣による審議を行っております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)

四、信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢で取組んでおりますが、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続については金庫が定める「事務手続書」及び「担保徴求事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ宮崎県信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」や各種約定書等に基づき適切な取扱に努めております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

五. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能となることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫では、お客さまとの派生商品取引はなく、投資信託への投資において、その一部に本件に係る取引残高があるのみです。投資信託への投資に係るリスク管理は、当金庫が定める運用方針に基づき、適切な運用・管理を行っております。なお、長期決済期間取引は行っていません。

六. 証券化エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握しております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

② 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

③ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

④ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

七. オペレーショナル・リスクに関する項目

① リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に各種リスクの分析を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務手続書」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。その他のリスクについては、お客様相談窓口の設置、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重視した管理態勢に努めております。

リスク計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣により理事会等において報告する態勢を整備しております。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

八. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、ALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「リスク管理規程・要領」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「リスク管理規程・要領」や「余資運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的にALM委員会に報告するとともに経営陣にも報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況

九.銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(△EVEによる上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化)の計測を行い、リスク管理委員会等で協議・検討し、経営陣へ報告を行うなど、当金庫が抱える金利リスクに応じた適切な管理体制を構築しております。

金利リスク計測の頻度は、四半期月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBで計測しております。

②金利リスクの算定方法の概要

A. 開示公示に基づく定量的開示の対象となる△EVE並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、△EVEの正負に拘らずそのまま単純合算しています。なお、金利リスクの合算において、異通貨金利間相関は考慮しています。

(f) スプレッドに関する前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めていません。

(g) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用しておりません。

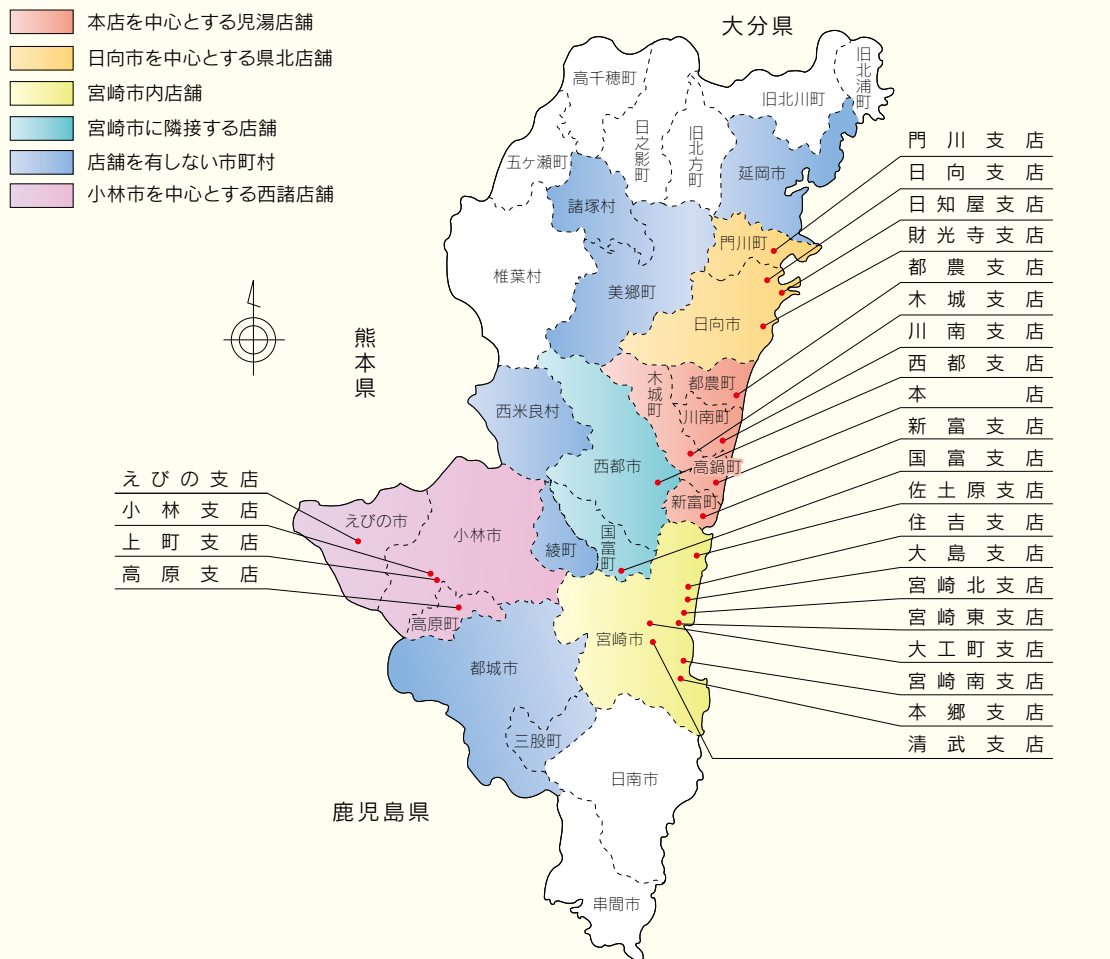
(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度であるため記載しておりません。

用語解説

証券化エクスポージャー 金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産のことを言います。	リスクウェイト 債権の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
信用リスク削減手法 金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。	オリジネーター 原資産の所有者のことを言います。
金利リスク 市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことを言います。	適格格付機関 金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のことで、金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関5社を適格格付機関に定めています。
オペレーショナル・リスク 金庫の業務上において、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのこと。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、保有するお客様情報が外部に漏えいすることで、信用が失墜し損失を被る個人情報漏えいリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、以上のどのリスクにも属さない物理的な損傷や人材の逸失などを含めたその他のリスクがあります。	エクスポージャー 一般的には、金融の国際化やデリバティブ取引の拡大で、貸付金・有価証券投資・信用供与・為替などリスクも多様になり、これらリスクに晒されていて損失が起り得る投資のことを総称してエクスポージャーと呼びます。
ALM ALM(Asset Liability Management)は、資産・負債の総合管理のことであり、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法のことで、	リスク・アセット リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことで、
VaR VaR(Value at Risk)とは、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値のことで、	クレジットポリシー 与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものです。

営業店舗一覧



■ 本 店	児湯郡高鍋町大字高鍋町673 TEL.0983-22-2222 FAX.22-5473	■ 宮崎南支店	宮崎市恒久2丁目15-19 TEL.0985-51-2222 FAX.52-6813
■ 新 富 支 店	児湯郡新富町富田2丁目91番地 TEL.0983-33-2222 FAX.33-5236	■ 国 富 支 店	東諸県郡国富町大字本庄1954-8 TEL.0985-75-2262 FAX.75-8895
■ 木 城 支 店	児湯郡木城町大字高城1235-5 TEL.0983-32-2222 FAX.32-2497	■ 門 川 支 店	東臼杵郡門川町西栄町1丁目2-3 TEL.0982-63-5800 FAX.63-6706
■ 川 南 支 店	児湯郡川南町大字川南17701-53 TEL.0983-27-2222 FAX.27-2017	■ 大工町支店	宮崎市松橋2丁目176-1 TEL.0985-26-2240 FAX.26-2197
■ 都 農 支 店	児湯郡都農町大字川北4601-2 TEL.0983-25-2222 FAX.25-3069	■ 日知屋支店	日向市曾根町1丁目125 TEL.0982-53-7800 FAX.52-1724
■ 日 向 支 店	日向市鶴町2丁目2番 TEL.0982-53-2222 FAX.52-3651	■ 本 郷 支 店	宮崎市大字本郷南方2101-1 TEL.0985-56-5411 FAX.56-3934
■ 佐土原支店	宮崎市佐土原町松小路5番地1 TEL.0985-73-2222 FAX.73-3600	■ 清 武 支 店	宮崎市清武町西新町10番地7 TEL.0985-85-6333 FAX.85-5599
■ 宮崎北支店	宮崎市神宮東1丁目5-25 TEL.0985-26-2222 FAX.29-1220	■ 大 島 支 店	宮崎市阿波岐原町火切塚1459-3 TEL.0985-27-2266 FAX.27-6200
■ 住 吉 支 店	宮崎市大字島之内7156-1 TEL.0985-39-2222 FAX.39-2689	■ 小 林 支 店	小林市細野1597 TEL.0984-23-3181 FAX.23-4751
■ 宮崎東支店	宮崎市吉村町堂ノ後甲2663番地の3 TEL.0985-28-2222 FAX.26-8579	■ 高 原 支 店	西諸県郡高原町大字西麓989-3 TEL.0984-42-1050 FAX.42-4906
■ 西 都 支 店	西都市大字妻1677-1 TEL.0983-42-2222 FAX.42-3349	■ えびの支店	えびの市大字栗下167-3 TEL.0984-35-1011 FAX.25-4061
■ 財光寺支店	日向市大字財光寺248-1 TEL.0982-54-2222 FAX.52-1697	■ 上 町 支 店	小林市細野2258-1 TEL.0984-23-7111 FAX.22-8790

■ 店舗外自動機コーナー

地区	設置場所	住 所	平日	土曜日	日曜・祝日
児湯西部地区	高鍋町役場	児湯郡高鍋町大字上江1207-1	9:30~17:00	休止	休止
	ホームワイド高鍋店	児湯郡高鍋町大字北高鍋2100-45	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	県民生協コープ高鍋店	児湯郡高鍋町大字北高鍋5036	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	うめこうじ西都店	西都市旭町1-23	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	国道10号線川南出水店	川南町大字川南13589-6	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宮崎市東諸原地区	宮崎県庁	宮崎市橘通東2-10-1(県庁新館1階玄関ホール)	9:00~18:00	休止	休止
	宮崎市役所	宮崎市橘通西1-1-1(市役所本庁1階市民課ロビー)	9:00~17:00	休止	休止
	イオン宮崎SC	宮崎市新別府町江口862-1	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	宮崎駅	宮崎市錦町107-4(宮崎駅ビル1階快適市場内)	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	カリノ宮崎	宮崎市橘通東4-8	10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	宮交シティ	宮崎市大淀4-6-28(宮交シティ1階西側)	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ボンベルタ橘	宮崎市橘通西3-10-32(ボンベルタ橘西館地下1階)	10:00~19:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	うめこうじ佐土原本店	宮崎市佐土原町下田島9922-3	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	県民生協コープ佐土原店	宮崎市佐土原町下那珂中溝2711	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
小林えびの西諸地区	小林市役所	小林市細野300	9:00~18:00	休止	休止
	タイヨーえびの店	えびの市原田3216-1	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	希望の店 野尻店	小林市野尻町東麓1066	9:00~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	希望の店	西諸郡郡高原町大字西麓625-15	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	須木商工会館	小林市須木中原1728	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
セブン銀行			平日・祝日 00:00~24:00	土曜日 00:00~22:00	日曜日 8:00~24:00



キッズクラブ(農業体験)



キッズクラブ(TV局見学)

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

I. 単 体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

	頁
1.金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ.事業の組織	2
ロ.理事及び監事の氏名及び役職名	2
ハ.事務所の名称及び所在地	51
2.金庫の主要な事業の内容	13~14
3.金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ.直近の事業年度における事業の概況	3
ロ.直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	3
(1)経常収益 (2)経常利益 (3)当期純利益 (4)出資総額及び出資総口数 (5)純資産額	
(6)総資産額 (7)預金積金残高 (8)貸出金残高 (9)有価証券残高 (10)単体自己資本比率	
(11)出資に対する配当金 (12)役員数 (13)職員数	
ハ.直近の2事業年度における事業の状況	
(1)主要な業務の状況を示す指標	26
(2)預金に関する指標	27
(3)貸出金等に関する指標	28
(4)有価証券に関する指標	29
4.金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ.リスク管理の体制	19~20
ロ.法令遵守の体制	23
ハ.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6~11
ニ.金融ADR制度への対応	23
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30~36
ロ.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1)リスク管理債権の状況	
破綻先債権・延滞債権・3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権	37
(2)金融再生法開示債権額	37
ハ.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	39~44
ニ.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1)有価証券	38
ホ.貸出金償却の額	36
ヘ.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	36
ト.金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について	
会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	25
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして	
金融庁長官が別に定めるもの	15
※ 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	25

II. 連結(信用金庫法施行規則第133条における規定)

1.金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ.金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	45~47
ロ.金庫の子会社等に関する事項	45

表紙キャラクターデザインについて

当金庫では、「地域に根差し、地域に愛され、地域から必要とされる信用金庫」を目指し、日々活動していくため、皆さまに愛着を持っていただけるよう、新たなシンボルキャラクターを作成しました。活気に満ちた地域を想起させるとともに、連帯感醸成のため、元気にスポーツに励む子供をイメージとし、やわらかく、優しさが感じられるようなアニメーションキャラクターとなっています。キャラクターの名前は、当金庫の愛称である「たかしん」の響きから、「たかしくん」となりました。これからも、「たかしくん」ともども、当金庫をご愛顧いただけますよう、よろしくお願いいたします。



まごころのおつきあい

たかしん



高鍋信用金庫

宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673
TEL.0983-22-2222 FAX.0983-23-3527
<http://www.takanabe-shinkin.jp>



本誌の印刷には、環境に配慮した
植物性大豆油インキを使用しています。